

ある農業共同經營組合の分析

編 谷 起 夫

一、はしがき

農地改革以後の目立つた現象として、農業共同經營にたいする關心が、農村の中貧農層をつよく捉えるにいたつて
 いるようである。ちかごろの「農業朝日」にのつた共同經營組合長の座談會記事をみると、彼等は一様につきの三つの點を強調している。それは、まず第一に、これから日本農業が、とくに世界農業との交渉において、はげしい市場競争に身をさらすであろうということ、第二には、そこでは農業生産力の優劣をめぐつて大經營による小經營驅逐の法則が貫徹され、富農層はともかく、經營規模の零細な中貧農層は、そのままではからず没落するに相違ないと
 いうこと、第三には、かかる階級分化に對應できる方式は、共同經營への途のほかには、ないということである。^(註1)わたくしたちが留意しなければならないのは、このような日本農業の發展方向が、今までのよう一部の官僚や學者ではなくて、實際の經營に從事している農民自身によつて自覺され、しかも實踐にうつされたことである。それは、今度の農地改革の大きな成果だといつてよい。

今度の農地改革は、農業生産力の發達と農民の階級分化の正常な展開とを阻止していたところの、地主的土地位所有にたいして強力な打撃を與えたのである。改革が農民の下からの土地鬪爭によつて筋金を入れられたところでは、高

率現物小作料と土地にたいする農民の無権利状態とは、ほとんど清掃されている。もし他の悪条件がないとすれば、農民は、これを踏臺にして自由に經營内容を展開し、その生産力におうじてより急速に富農化の途をあゆむこともできれば、また逆に没落のテンポも促進されるであろう。農民の階級分化は、生産力の優劣だけを唯一の尺度として進行するから、生産力の發達にたいする競争は比類のないものとなる。經營規模の零細な中貧農層がこの生産力競争において勝利しうる途は、共同化をおいてないし、その高度の形態が共同經營である。しかも現在の地主は、たんなる小作料收取の名義人でしかなく、農民の經營にたいする支配や庇護の力をうしなつてきたから、中貧農が自己的没落回避のための新しい進路を拓こうとする場合、それはあくまで彼等自身の發意と責任とにおいて行わればならぬ。かくして共同經營は、下からの農民の自主的な運動として、日程にのるようになるはずである。これが農地改革による日本農業のきわめて進歩的な新生面をあらわしている。

しかしながら現實は、そのように單純であろうか。共同經營は一應、農民の自主的要請として登場をうながされていはすなのに、その現實への結實の動きはきわめて局地的でしかない。全般的には、むしろ無氣力な個人主義が支配している。それは、共同經營の順調な成立と發展とをさまたげる社會經濟的要因が、農村の内外をつうじて、なお廣汎に殘存することによるものである。このことは、現在の農民の階級分化の形態が依然として正常な姿をとることなく、歪曲され、内攻化されている事實から、うかがわれる。そこでは富農層の經營は、かならずしも生産力の優越に徹した大農經營への前進の態勢をしめしていないのである。彼等の關心は、正しい意味での經營合理化よりも、しばしば寄生的性格をもつ營利方法に注がれる。ふるい地主支配の遺制を援用して、もつともよい耕地やその他の經營諸條件を獨占したり、供出稅金の負擔を下層農民に轉嫁したり、種々の經濟統制を私益追求の道具たらしめるような

こと、あるいは前期資本的な商人や高利貸としての活動などが、彼等の經營優越の有力な據點なのである。中貧農層は、零細經營規模の生産力の低さによるのみならず、上からの供出税金の負擔および各種の經濟統制のいわば絶對的重壓が、富農層による不當な轉嫁や收取形態のために倍加されて、彼等のうえにのしかかり、二重に没落を餘儀なくされてしまふ。しかも現在の國民經濟は、彼等を都市プロレタリアとして吸收する能力をほとんどたないから、没落農民は、被救恤的な窮乏のままで農村内部に釘付けられざるをえない。そのことは逆に、富農層の半封建的な寄生的性格を強めることになる。

(註2)

かように農民の階級分化の形態が、經營の生産力の優劣を唯一の尺度として、正常な姿で展開することなく、むしろ經營外の社會經濟的諸要因によつて歪曲され、内政化されているような状態は、共同經營にとつてかつて好適な環境たりえないものである。顧落しゆく中貧農層は、究極のところ共同經營にふかい關心をもたざるをえないが、それ以前に解決せねばならぬ問題が、なお山積している。その未解決の現状が、實は共同經營そのものの登場を阻止するのである。しかも、このような事情のもとでさしあたり豫想しうる程度の生産力の發達をもつてしては、共同經營のごとき高度な共同化の方式は、とても經濟的に自立しうべくもない。階級分化歪曲の原因たる社會經濟的惡條件が、農業生産力發達の上限をきわめて低位に釘付けすることによつて、共同經營の生産力的基礎の確立をもまた不可能たらしめていくからである。共同經營の「沙漠」は、依然として存續せざるをえない。

このような現實の深刻な事態を考慮するならば、わたくしたちは、共同經營をもつて日本農業將來の發展方向たらしめるには、もとより異議はありえないけれども、これを今日の課題として取り上げるには、すこぶる慎重でなければならぬのである。その場合には、いろいろの問題が具體的な形で解決されておくべきであろう。たとえば、現在い

ち早く共同經營が登場していたとしても、それはなんらか特別の社會經濟的立地條件によるものでなかつたか。共同經營形態は、日本農業の現段階に適應したものとして、すでにレーヴン・データーを主張しうるものなのか。中貧農の一般的な共同化の方式としては、むしろそれ以前の過渡的な諸形態が考慮されるべきではないか。現段階に成立した共同經營は、いかなる内的矛盾と變質傾向とを内包しているか。その正しい發展方向をつなぎとめるには、その客觀的な基礎條件として、いかなる任務の解決が必要であり、それは、農村の内外をつうづる日本農業全體の問題とどう結合しているのか。このような新時代の早産兒といふべき共同經營が逆條件のもとで育ちうるには、さらに主觀的條件として、農民のどのような人間的性格を必要とするか。わたくしたちの當面する問題は、一應の思い付きを列記しただけでも、かように多面的な内容をもつてゐるのである。

この小論は、以上の抽象的な形で提起された諸問題にたいして幾分でも具體的に答えてみようとする努力であり、そのために現存のある農業共同經營組合をえらんで、その内容を分析することとした。組合名は、三重縣の水田地帶の中心部にある豊田村農業共同經營組合である。この共同經營は、ながい歴史の土地鬭争の中をくぐつてきた貧農層が、農地改革につづくものとして、自主的に結成したものであり、しかも當面する諸問題の解明に必要な具體的資料をかなり豊富に提供してくれるようにおもわれる。

註 1 「共同化を進める工夫—現地座談會」〔『農業朝日』（一四年七月號）〕

註 2 農地改革が、その進歩的側面にもかゝわらず、日本農業近代化の目標をきわめて不充分にしか實現できなかつたのは、それが敗戦經濟の生産力荒廢のさ中で行われたところにある。かゝる生産力荒廢は、その復興のために、農業からの無償の價值移出を餘儀なくするところに、高度の經濟統制を必要たらしめた。しかもこの統制主體が、公共的責任の自覺にたつ勵勞國民大業で

はなく、國家獨占資本のメカニズムによつてにぎられている。そのうえ農村では、農地改革の保守的側面のゆえに温存された地主支配の遺制が、かゝる社會的性質をもつ經濟統制に結合し、これに便乗することによつて生活力をもちえたのである。

II、共同經營組合の經濟的環境

農業共同經營組合の分析にはいるに先だつて、この組合の所在する豊田村の經濟的特色をひろつてみよう。村の中央を横切つて、針葉樹におおわれた小高い丘が、なだらかに起伏しているが、そのほかは、見渡すかぎり耕地が一面にひろがつてあり、太平洋岸らしい明るさをもつ純農村である。耕地の八五%は水田であつて、縣でも指折りの田所として知られている。名古屋や大阪や、その他の都市をつなぐ數本の線路が村の近くで交叉し、交通の便利はきわめてよい。

昭和二三年の村の總戸數は三九三戸、うち農家は二八〇戸である。一七年には、總戸數三〇六戸、農家二二七戸にすぎず、終戦前後から急に増加している。深刻な農村過剩人口は、この村でもその例にもれない。人口數でみると一七年一、五一九人、二三年二、〇四〇人と、五百人の増加である。

農產物の大宗は米で、二三年度は作付反別二四八町、總收量五千八百石、反收は二石三斗となつてゐる。麥は、小麥、裸麥が多く、作付反別は水田裏作一〇四町、畑一八町、計一二二町、總收量一千三百石、反收一石餘である。その他の作物として、甘藷、馬鈴薯および各種の蔬菜があるが、大した重要性はない。養畜をみると、役畜として牛がかなり普及し、一町以上の農家は一頭ずつ所有している。要するにこの村の經營組織は、單純な米麥一毛作であり、その生産力も、過少申告の傾向はあるにせよ、あまり高いとはいえないものである。

第一表(イ) 経営耕地廣狭別自小作別農家戸數

經營耕地 自 小 作	— 5 反	5—10反	10—15反	15—20反	20—30反	30反—	計
	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
自 作	20	19	39	32	15	2	127
自 小 作	8	9	30	18	6	—	71
自 小 自 作	9	16	15	—	—	—	40
自 小 小 作	12	27	3	—	—	—	42
計	49	71	87	50	21	2	280

(ロ) 経営耕地廣狭別貸付地廣狭別農家戸數

經營耕地 貸付地	— 5 反	5—10反	10—15反	15—20反	20—30反	30反—	計
	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
な し	6	5	15	5	2	—	33
— 5 反	27	24	40	12	12	—	115
5 — 10 反	13	21	7	24	4	—	69
10 — 20 反	3	21	23	9	3	—	59
20 — 反	—	—	2	—	—	2	4
計	49	71	87	50	21	2	280

ところで農家の階級構成はどうか。昭和二二年のセンサスによると、第一表のとおりである。この統計からわることは、第一に、一—二町層への經營の標準化がすすみ、それ以外は、兩極とも比重が小さくなつていてある。一町未満の零細農が割合に少ないことは、關西型の農村に一般的な脱農民化傾向によるものだが、にもかかわらず、二町以上層への上昇力もけつしてつよくはない。他の統計で牛馬および原動機所有の階層分布をみてても、一戸當平均の數字は一—二町層においてもつとも高く、二町以上層は、かえつてこれを下廻つてゐる。だからこの村の最高の生産力水準を代表するものは一—二町層であり、それ以上への富農化傾向は、停滞的なのである。

第二に、各階層とくに一町以上の諸層では自作農の割合がきわめて大きく、自小作および純小作層が後退し、土地所有が農民の手に分散している

ことである。しかも一町以上の諸層はもちろん、それ以下の零細農においても少し許りの貸付地を所有するものが意外に多い。それは、たんに自作農だけでなく自小作農のうちにも相當あり、一方では土地を小作しながら、他方では土地を貸付けている。

この二つの階級構成上の特色は、本村農民の保守的かつ消極的な氣質を打ちだしているかのようである。ここでは土地の所有も耕作もなだらかに平均化しており、土地問題をめぐる階級間の対立は、すつかり背景に退いている。農民の關心は、小じんまりと安定した自作農たること、さらにできうれば若干の貸付地をもつことで満足してしまい、土地問題の直接的解決のエネルギーは、その自作化の過程において、消耗されつくしたものいえる。だが自作農としての安定の反面は、經營者としてのいちじるしい消極性である。さきにみた生産力の停滞、一一二町層への固定化およびそれ以上への經營上昇力の缺除は、土地問題の直接的解決の途をあきらめ、過去の自作農政策の捨となつたために生じたところの、高價な犠牲にほかならない。

だが第三の特長としては、かかる村の社會關係にもかかわらず、その底には依然として根本的な階級對立が嚴存していたことである。第一表からわかるように、數戸の零細小作農層が村の最下層にうすもれ、そのうえに相當數の地主が村の支配者として、立つてくる。村内地主の主な顔ぶれは、第二表のとおりである。

この村の地主は、いずれも相當の自作をいとなんでいるから、農地改革で大部分の貸付地を開放しても、自作農としてやつていくことができる。それは、範疇としては、地主富農層にぞくするが、經營の生産力水準からみて、かならずしも激刺たる富農的發展の見透しをそなえていない。たとえば第一表中のY氏は、村一番の地主だが、その三町三反の自作經營は、反當收量においても土地利用度においても、一般農家より低く、常備と臨時雇まかせの粗放なもの

第二表 村の地主層

(昭和22年現在)

氏 略 號	兼業 職 歷	所 有 面 積	自作面積	支 小作入 數	配 數
Y	農業地 會委員長 農業地 會委員長 前農業委員 農地委員長 村 區	町 12.5701	町 3.3313	人 26	-
M	一	4.6501	1.2614	21	4
T	議長	4.7815	0.9610	7	5
O	一	3.8112	3.3717	-	-
T	一	3.3113	2.0207	-	-
W	役員	2.8624	2.2513	-	-
S	會社	2.5229	0.6927	-	-

のであつた。この生産力の低さをおぎなうために、Y氏は、今までの地主の顔で舊小作人の勞力をやすい賃金で動員し、さらには農業會長の地位を利用して、その資金や配給肥料や手持米を胡魔化し、自己の經濟收支の穴埋めにあてたり、雇人の賃金に使つたりして、ついに二三年農民組員の摘發のために檢舉されたのである。この事例にあらわされた地主富農經營の生態は、舊來の半封建的な地主支配がこの村から一掃されることなく、なお廣汎に根を張つていて、ことを、しめすものである。

村のあらゆる要職は、現在でもやはり、かかる地主層およびその代辯者によつてにぎられており、すでにのべたような保守的性格をもつ大半數の舊自作農層が、その藩屏となつてゐる。したがつて、農地改革で相當の打撃をうけたにもかかわらず、今までどおりの地

主の半封建的支配が根づよく村の政治經濟をおさえてゐる。そのもとで少數者たる零細小作農層は、自作農となりえたとはいゝ、その地位は相變らず低いのである。共同經營組合は、これら貧農層の間から生まれた。

村の西南部の一隅に二〇戸ばかりの小さい聚落が見えるが、これが共同經營組合のできた清水部落である。農家は一九戸であつて、いすれも零細小作農か、これにちかい貧農層であつた。この部落の歴史をさかのぼると、明治維新のころはすべて自作農であつたが、明治一五・六年のいわゆる資本の原始的蓄積期に、借金のため耕地から宅地まで

を手離し、小作農に頼落してしまつたのである。小作料はきわめて高率であり、宅地まで米納であつたから、收穫米の大半を小作料に出さねばならなかつた。また村内地主にたいしては、農繁期に賦役的な手傳いに服することもあつた。しかも留意すべきことは、この部落がいわゆる特殊部落として、不當な身分的差別待遇をうけていたのである。彼等は、あらゆる面で、しいたげられた人々なのであつた。

それゆえに部落民の團結はかたく、地主にたいする階級的憎悪もまたつよかつた。大正一三年日本農民組合が結成されるや、いちはやくこれに參加し、翌一四年の旱魃にさいして、小作料三割五分減免の要求をかかげてたちあがつた。この小作争議は昭和二年まで續いたが、ついに部落民側の慘敗におわり、六町歩の小作地を取り上げられてしまつた。現在の零細耕作の一因は、このときの小作地取り上げによるものである。彼等は、のちに全國農民組合全國會議派に所屬し、幾度かの彈壓に屈することなく、もつとも戦闘的な組合といわれていた。

終戦とともに彼等の鬭争は、ふたたび華々しく開始された。その發端は、昭和二年春の供出鬭争であつた。本村の供出割當は、あらかじめ所屬の六つの行政區別に割當總量を内示して、個人割當の原案を區長の手もとで作らせ、これを村でみとめて、正式割當とする方式であつた。だから個人割當の實權は、行政區の區長によつてにぎられていたのである。清水部落は、新屋庄といふ行政區の一小字であつたが、この區の政治を牛耳つていたのは、例の村一番の大地主Y氏と、これをとりまく上層自作農群であつた。そのため供出割當は、上層農家に有利で、零細小作農にきわめて不利なところの、反別割方式をとつていた。部落の人々は、これにたいして結束して鬭い、ついに勝利をおさめることができた。この勝利は、全村の中貧農層に大きな精神的影響をおよぼし、一時は、全農民の六割までが農民組合の傘下に集つたほどである。

ところが翌二二一年の供出鬭争は、上からの權力的抑壓のために、みじめな敗北におわつた。この年も農民組合は割一的な反別割方式に反対して、坪刈検見による實收高割當をもつて鬭つた。ところが強權發動をうけて、ついに四名の組合幹部が檢舉され、鬭いは中途で挫折してしまつた。この敗北は、農民組合にとって、大打撃であつた。元來保守的な性格をもつ他部落の農民は、相ついで組合から離れてゆき、この清水部落でさえも、四戸の脱退者をだしたのである。のこる一五戸の農民は、あくまで組合をまもつたが、彼等は、供出完納のために、飯米までほとんど手離さねばならず、なかには多額の借金をおうものもででき、經濟的窮迫は、ますます深刻となつた。共同經營組合の結成は、この供出鬭争における敗北とこれによる經濟的窮迫とに刺戟されて、日程にのぼつたのである。その直接の契機は、供出事件の公判で辯護を受けた日農三重縣連顧問辯護士某氏の示唆と、同縣連書記長某氏の上からの強力な指導とによるものであつた。だがともあれ、この共同經營組合は、農民組合運動の上向的發展期にではなく、かえつてその沈暮期において組合員の消極的自己防衛の形で、登場したのである。わたくしたちは、まずこの點に注目しなければならない。それは、ある意味では、農民組合運動の方向轉換だつたともいえよう。

三、共同經營組合員とそのアウトサイダー

共同經營組合發足の當初の豫定では、農民組合脱退者四戸は別として、すくなくとも一五戸の農民組合員はすべて参加するはずであつた。ところが結局において参加したものは、六戸にとどまつたのである。そこで當然に問題となる點は、當初豫定した全戸の參加が實現できず、一部の參加だけにとどまつたのはなぜであるか、參加した農家は、どのような性格をもち、あらかじめどのような社會關係でむすばれていたのか、その他の農家の不參加理由はどこに

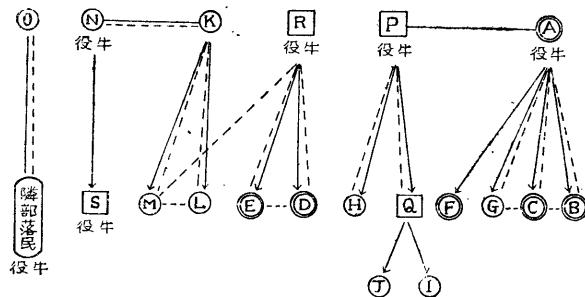
ある農業共同経営組合の分析

五 11

第三表 (イ)部落全農家の経済的内容および共同經營不参加の理由

共同經營組合員か否か	農家略號	農民組合員か否か	自小作別	經營耕地面積		役牛所有	農業從業者數男女計	兼業内容	共同經營不參加の直接の理由
				總面積	内水田				
共同經營組合員	A	農民組合員	小自作	9.500	8.700	役牛 1	1 1 2	ほかに理髪店員 1	
	B	農民組合員	小作	4.800	4.600	なし	1 1 2	なし	
	C	農民組合員	小作	6.310	6.310	タ	2 1 3	タ	
	D	農民組合員	小作	6.111	5.411	タ	1 2 3	タ	
	E	農民組合員	小作	5.628	5.028	タ	2 1 3	タ	
	F	農民組合員	一	-	-	タ	1 1 2	タ	
共同經營不參加	G	農民組合員	小作	2.809	2.615	なし	1 1 2	世帯主土方を兼ねる	主婦の反対
	H	農民組合員	自小作	3.014	2.814	タ	1 2 3	被救護者	本家Pの勧告
	I	農民組合員	小作	4.811	4.526	タ	1	ほかに鐵工所工具 1	祖母の反対
	J	農民組合員	小作	4.003	3.423	タ	2	{土方を兼ねるもの 1 ほかに木工場労働者 1	耕地良く裏作できる 兼業あり
	K	農民組合員	小作	4.027	3.819	タ	2 1 3	ほかに紡績工員 1	民主人民政府成立以前は共同經營不可能なりと考う、飯米なく 他人とももに労働する體力なし
	L	農民組合員	小作	0.317	-	タ	1 1 2	手内職を兼ねる被救護者	不明
	M	農民組合員	自小作	5.119	4.307	タ	2 1 3	{ほかに農業出稼 1、事務員 1、工場工具 1	耕地良好かつ集團化している。 長男伍長上りで軍國主義者
	N	農民組合員	自小作	8.905	8.509	役牛 1	1 1 2	なし	耕地良し、共同經營に入ると損
	O	農民組合員	自小作	9.726	9.019	なし	2 2 3	タ	だと考う
	P	組合脱退者	小自作	14.009	12.816	役牛 1	不明	不明	耕地良し、農工銀行より借金して自作農を創設し、小農個人經營主義
共同經營不參加	Q	組合脱退者	小自作	6.128	6.128	なし	2 1 3	なし	
	R	組合脱退者	小自作	11.707	10.604	役牛 1	2 2 4	{大工を兼ねるもの 1 ほかに鐵道從業員 1	
	S	組合脱退者	小自作	8.827	8.007	役牛 1	不明	不明	

の四戸の農家は、村全體の水準からみて、中農層またはその一步手前まで前進してきており、しかもここまで前進が、並々ならぬ労働強化と消費節約との小農的な方式でなしとげられたのである。わたくしの調査にさいして、R農家は、不良田を肥沃にするまでの過去の辛苦の歴史を物語り、ついでに農民組合員の惰農性を罵つていたが、ともか



第三表(ロ) 部落全農家の社會的紐帶

1. A, B, C, Dは農家略號をしめす
2. ○は、農民組合員にして共同經營組合員たるもの
○は、農民組合員にして共同經營に参加しないもの
□は、農民組合員退者
3. →は、本家→分家關係をしめす
一は、普通の親戚關係を繁期の「ゆい」關係をしめす
4. …は、從來における農業共同經營組合員

あつたのかである。これらの點を明かにするために、第三表をながめるしよう。

第三表(ロ)をみて第一にわかるることは、はじめから共同經營組成から遠ざかつていた農民組合員脱退者P、Q、R、Sの四戸のグループが、ある共通の社會經濟的性格を有していることである。彼等はいずれも、農地改革以前から若干の所有地をもち、その耕作規模も一町前後であつて、この部落としては最上層に位している。彼等は各々一頭の役牛を私有しており、まだ所有していない六反二畝耕作のQ農家も、ちかく購入の準備をととのえているようである。動力農具は、PとQとで石油發動機および穀摺機を共有し、Rも石油發動機を私有している。これでもわかるように、それはまだ充分に整備されたとはいはず、この三戸とも、勞力との「ゆい」の形で、他部落から動力脱穀機を借りていて状態である。要するにこそ、R農家は、不良田を肥沃にするまでの過去の辛苦の歴史を物語り、ついでに農民組合員の惰農性を罵つていたが、ともかく

く彼等は、典型的な日本の小農なのである。彼等の農民組合脱退は、今度が最初ではなく、すでに大正末から昭和にかけての小作争議においても、中途で地主側に屈服してその恩情にすがろうとした経験をもつてゐる。したがつて彼等の性格は、きわめて無氣力な個人主義であり、農民組合員としての社會的協力によつてではなく、もつばら地主への隸屬と自分個人の肉體力の酷使とによつて、小農的地位を確保しようとする。彼等が共同經營参加に無縁だつたのは、けだし當然のことであろう。だが最近になつて、税金の重壓と農家副業の沈滯とのために、かかる生活態度はようやく動搖しはじめたようである。

(註¹)

第二の問題は、農民組合員にして共同經營に參加しなかつたところの、他の九戸の農家のもの性格である。この九戸は、共同經營組合員にたいして、俗に日農派と稱されてゐるが、經濟的にみてかならずしも統一的な性格をもつてゐないかのようである。そのうちには、九反前後を耕作するOおよびN農家のように、村の中農層にちかいものがいる。Oは、農工銀行の低利資金を借りうけて改革前にすでに自作農化した人であり、Nは、役牛を私有する自小作農である。この二戸が共同經營に參加しなかつた理由は、さきの農民組合脱退者のそれと同一であり、いわば抜きがたい性格となつた彼等の小農主義によるものであろう。

だがこれとは正反対に、HおよびL農家のように耕作面積三反以下で、民生委員の救護をうけている貧農最下層もまた、共同經營に參加していないのである。第三表(イ)によつてその直接の不參加理由をみると、Hでは農民組合脱退者たる本家Pの勧告が物をいい、Lではまつたく不明となつてゐる。だが第三表(ロ)におけるLの同族的系譜をみると、その一族がだれも共同經營に參加していないことを注意せねばならない。したがつてHおよびLの不參加の事實の背後には、同族關係による影響が作用しているのではないか。この點は、後でいま一度究明するとしよう。

ただここで指摘しておかねばならないのは、民生委員の無償の救護を要するがごときいわば生物學的な窮乏は、少なくとも現在の生産力段階にある共同經營の對象となりえないだろうということである。かかる極貧農の加入は、他の共同經營組合員にとつて、たんなる負擔の増大にすぎない。彼等の間に經濟外的な社會關係が存していかぎり、これらの人々は共同經營から積極的に歡迎されないことになる。これに類似したものとして、K農家がある。その不參加理由の一つは、二二年の供出事件の犠牲者となつて檢舉され、巨額の借金をせおい、家には飯米がなく、共同經營で他の人と對等にはらくだけの體力の自信がないことであつた。

このほかやや一般的と思われる不參加理由として目立つているのは、J、M、NおよびO農家のように、地力や位置など、耕地の自然條件にめぐまれてゐる農家が參加していないことである。これは、なぜであろうか。

さきにふれたように、この新屋庄區では地主的な上層農家の勢力がつよく、供出割當は、よい土地を作つてゐる農家にとつて一方的に有利な反別割方式をとつていた。昭和二三年度の供出事前割當では、若干の地力差をみとめ、全耕地を、從來の耕地等級におうじて、九等級に分けた。そして一等級ごとに反當二升の差をつけたから、最上田と最下田との供出負擔の差は、一斗六升となつた。しかしながら、この一斗六升の差は、けつして眞實の耕地の地力差をそのまま反映してゐないのである。二三年度の實收によつてみると、最上田の反收は三石二斗、最下田は二石であつて、その開きは一石以上となつてゐる。それは、たんに地力差だけではなく、反當の資本および勞働の集約度の差の結果でもあろう。だが農地改革以前の小作料等級でみても、最上田は反當一石一斗七升、最下田は五斗七升、その差は六斗となつてゐる。したがつて二三年度の供出割當にさいしても、實質的には從來と大差のない反別割方式が踏襲されていると、いつて差支えない。このことは、同年東京大學社會科學研究會員諸君がこの部落を中心に行つたとこ

ろの、供出に關するアンケートからもうかがわれる。調査農家四〇戸のうち、現行の供出割當を不公平だと答えたもの二戸、その大部分は中農層以下にぞくし、しかも地力差の無視をその理由とするものは一四戸にたつしている。かかる地力差を無視した反別割方式は、所得稅徵收のさいの反當所得査定標準においても、そのまま踏襲される。稅務署による水田反當所得の査定標準は、二二年三千五百圓前後、二三年八千圓ないし九千圓であつたが、裏作の能否も反収の差違もまつたく考慮しない、文字どおりの反別割だつたといわれてゐる。

このように劃一的な反別割方式のもとでは、自然條件にめぐまれた優良地に發生するところの、農民的土地位所有下の差額地代の發現形態たる「超過的剩餘生産物」(überschüssiges mehrprodukt)は、供出や課稅の對象として捕捉されることなく、これを耕作する個人の特權的な所得となり、それだけの供出や稅金の負擔がそのまま劣等地に轉嫁されて、その耕作者の所得——それは、元來において、彼等の肉體的生存をささえんにたる程度のものでしかない——中にふかく喰いこんでくる。新屋庄區における供出割當および課稅の現狀は、優良地の耕作者を人爲的に有利ならしめ、これに反して劣等地の耕作者は、かかる經營外の事情のために、不當な收奪をうけるのである。だがこの優良地耕作者の特權的な有利性は、共同經營に參加するならば、消滅してしまう。後でものべるよろに、共同經營組合の耕地はおおむね劣等地ばかりであり、しかも組合の收益分配にあたつては、組合員が提供した耕地の優劣の差はなんら考慮されず、もつばら出役勞働だけを基準においている。したがつて優良地を耕作する農家が共同經營に參加するならば、その優良地のもつ特殊なプラスは、共同經營地のマイナスによつて中和されてしまい。しかも優良地提供を理由として、特別の分け前を組合に要求しえないのである。今までの特權をまるめるためには、あくまで個人經營の穀にたてこもらねばならぬことになる。自然條件にめぐまれた耕地の農家が共同經營に加入しなかつたのは、當然だと

(註2) 供出や課稅の對象として捕

いえよう。(註3)

共同經營不參加のいま一つの理由としては、九戸のうち七戸までが被傭兼業を有していることである。GおよびJ農家のように、經營の基幹的な男子労力が土方被傭を兼ねていて場合には、共同經營組合に加入してその統制に服することは、彼等の兼業活動の自由の拋棄を意味するであろう。Gのごときは、主婦(隣村の富農層出身であつて共同經營組合員とは思想的に對立しているといわれる)の反対があつたとはいえ、共同經營組合員A、B、CおよびFと兄弟同志の同族關係にありながら、なお組合に加入しなかつたのであるが、その隠れた經濟的理由は、この土方被傭にあつたとおもわれる。他の五戸の不參加農家においては、兼業從事者は始めから農業經營面から完全に離脱しているから、さして組合加入上支障がないかのようだが、ともかく若干の兼業收入の存在のために、農業經營にたいする倚存度が緩和され、したがつて共同經營參加の熱意も、それだけ薄らぐでなかろうか。これを逆にみれば、被傭兼業收入の消滅によつて共同經營への參加が促進されるのである。政治經濟研究所の最近の調査によると、I農家は、今まで家族の一人が松阪市の鐵工所工員だつたので、共同經營にはいらなかつたが、その失職の結果として、やむをえず參加を決意したそうである。

さういふに共同經營不參加の背後にひそむ經濟外的な要因として、同族關係の作用を見逃がしてはならない。九戸の不參加農家のうちでK、L、MおよびN農家の四戸の同族集團は、いろいろの經濟的理由はあるにせよ、ともかく戸も共同經營にはいつていないのである。本部落においてほぼ完全にちかい形で一體的に行動している同族集團は、この四戸よりなるものと、共同經營組合の中核體たるA、B、CおよびF農家の同族とであり、兩者は、共同經營の參加不參加をめぐつて、たがいに相反する態度をとつてゐる。不參加側の四戸の同族集團は、日農派の中心であり、

その本家はK農家である。彼は、大正以來の本村の農民組合運動の大御所ともいべき老闘士であり、今度の供出事件で検挙されるまでながく村會議員や農地委員の地位をしめていた。その不参加理由をきくと、その一つは、現在の獨占資本支配の重壓のもとで共同經營のごとき高度の共同化方式はとても成功しえないとの見解につきるが、日農縣連書記長某氏の強力な説得にもかかわらず、彼は頑としてこの見解をしてゆずらなかつた。このようなKの統率下に立つ同族的結合が、共同經營不參加の暗黙の力となつたのではないか。彼等といえども、その根本的な思想的立場においては、共同經營組合員とまつたく共通している。しかも現實の行動におよんでかかる相反する方向がとられたとすれば、そこにはなんらか別個の經濟外的要因が作用しているのではないか。

以上で農民組合員九戸の共同經營不參加理由をひろつてみたのであるが、要するにそれは、經濟的でもあり、また經濟外的でもあつた。このような複雑な絡み合いの姿は、究局するところ、わが共同經營組合そのもの性格の複雑さを反射したものだと、いうべきであろう。

そこで第三の問題は、共同經營組合に加入した農家のグループがどのような性格の持ち主かということである。さきの第三表(1)をみるとA、B、C、D、EおよびFの六戸の共同經營組合員はいずれも、專業農家であるか、または少くともその基幹労力が農業に専念しているものである。共同經營に參加しない農家の多くが被傭兼業農家だつたのと、およそ對蹠的な關係になつてゐる。共同經營組合にはいろいろとするものは、なるほど貧農層ではあるにせよ、なお自家の農業經營で自立しようとする志向の持ち主なのである。組合員の過去の經歷をみると、A、BおよびCは伊勢表加工々場の職人出身であり、Bはその後、戰爭末期まで東京で下駄屋を開業し、戰災のため歸農した人である。AとCとは、昭和二年の小作爭議敗北の結果、その全小作地を取り上げられ、Eもそのさい、七反の耕地のうち五反

を取り上げられた。Dは、昭和九年分家したのであるが、當時の耕地は一反八畝にすぎなかつた。昨年Aから分家したばかりのFを別にしても、共同經營參加農家の全部は、ほとんど無耕作の状態から發足した人々であり、戰爭中の勞力不足や供出重課のために一般農家が放棄した耕地をひろいあつめて、ともかく現在の水準まで上昇してきたのである。就中Aのごときは、昭和二〇年Bの共同出資により役牛を購入し、畜力用馬鍬その他の改良農具をととのえ、九反五畝の小自作農となつた。B、C、DおよびEも、それぞれ五反前後の耕作者となつてゐる。彼等はいずれも、貧農層中の前進的なタイプを代表すると、いつてもよい。

だが二二年の供出鬪争の失敗を直接のきっかけにして、彼等の經濟的地位は急に惡化するにいたつた。二三年當初の調査によると、個人負債額はA一萬圓、B二千二百圓、C四千八百圓、D二千三百圓、E六百圓にたつした。Aの負債がとくに大きいのは、さきのKとともに、供出事件の責任者として檢舉されたのである。すでにのべたように、共同經營組合參加農家は、現行の供出割當方式のもとではもつとも不利な立場にあるところの、劣等地の耕作者であつた。優良地の耕作農民は、その差額的な超過生産物によつて負擔すべき供出割當分を、劣等地の耕作者に轉嫁するからである。このような不當な割當方式を打破して、地力差を嚴密に反映した合理的な方式に改めることは、農業におけるブルジョア民主主義の表式としての、差額地代表を實現してゆくことであり、日本農業近代化への正しい努力の方向をしめしている。ところが國家獨占資本支配に便乗した村の半封建的勢力の反撃は、一時的にせよ、かかる努力の方向を挫折せしめたのである。劣等地耕作の貧農層は、いまや耕作放棄の危機に直面するにいたつた。この危機を乗り切るためにとられたのが、共同經營組合の結成である。その意義は、共同經營をつうじて從來の劣等地にたいするより生産的な追加投資を可能ならしめ、そこに人爲的に形成された「追加的超過生産物」(Zuschüssiges Surplus-

Produkt) によつて、現行の過重な供出割當に消極的に適應しようとするものである。したがつて 共同經營組合の結成は、供出闘争の敗北を契機とする農民組合運動の方向轉換であり、農業近代化への途を積極的に切り拓くといふよりも、むしろ少くともその結成當初においては、舊來の保守勢力によつて農業近代化への正しい努力の途が封ぜられた結果としての、消極的防衛手段たる色彩をつよく帶びていたのである。この共同經營組合は、始めから重い輒を肩にせおあされて、發足したといえるであろう。

ところで 共同經營への參加にさいして問題になるのは、六戸の組合員のうちB農家のもつてゐる特異の性格である。さきにふれたように彼は、伊勢表加工職人——下駄商の經歷をへて、戰災のため歸農した人であり、農業勞働にはさして習熟していない。しかも現在肋膜炎を患い、病弱であつて、到底重勞働には耐ええない身體である。共同經營組合發足當初各人の勞働能力を全組合員の投票によつて決めたさい、彼にたいする能力評價がもつとも低かつたといわれる。彼の妻も、乳幼兒數人をかかえており、夫の勞働不足分を代行するほどの餘裕をもつていない。他方においてその提供する耕地面積は、四反七畝にすぎず、分家したばかりのFをのぞけば、組合員中もつとも少ないのである。したがつてB農家の加入は、共同經營組合にとつて、かららずもプラスとはいえず、むしろある場合には負擔と感ぜられるであろう。民生委員被救護者たるHおよびL農家における不參加理由は、ここでも大なり小なり當てはまるといえる。にもかかわらずBのみが、組合員とくにその中心人物の一人として活動しているのは、なぜであろうか。その理由の一つは、B個人のもつ勝れた精神的能力、就中商人的經歷によつて培われた外交折衝および事務の能力であり、そのため彼は、共同經營の管理の仕事をもつばら引きうけている。だが本組合のごとく、耕地三町、組合員六戸の共同經營にとつては、經營管理の専屬事務員をおく餘裕があるはずはなく、重要なのは、やはり圃場での

肉體労働だといえよう。それ故にわたくしたちは、B農家の組合における活動を根據づける、他の理由を求めねばならない。それは、共同經營組合員相互の間に、經濟外の特殊な社會的紐帶がむすばれていたことである。

第三表(四)をみると、六戸の組合員のうちA、B、C、Fの四戸は、Aを本家とし、その弟たる他の三人が分家してできたところの、單一の同族集團を作つており、かつ農繁期には『ゆい』組をむすんでいる。第三者的立場にある日農某幹部は、この共同經營について在來の親類同志の「ゆい」組の變形だと批評したが、この評言は、ある程度の眞實をうがつてゐるものようである。のこるDとEとは、農民組合脱退者たるRを本家とする他の同族的「ゆい」集團にぞくしていたが、そこから離れて、共同經營の開始とともにこの四戸に合流してしまつた。DとEとがなぜ本家から離叛したかについては、かならずしも明瞭でないが、さきの日農幹部の言によれば、以前から感情的なトラブルがあつたらしい。本家Rは、一町一反の耕地にたいして計四人の自家労力を擁しており、農繁期に分家の労力援助をうけなくてすむ。したがつてこの同族の「ゆい」關係は冷却してしまい、共同經營實施の前年たる二二年度において、DとEとは本家Rから役牛の提供をうけることができず、人力耕によらざるをえなかつた。彼等は、實質的には同族をもたぬ孤獨人だつたのである。本部落民のような零細貧農層にとつては、同族的な協力から隔絶されて生活することはできない。DとEとがさきの四戸の同族集團に合流した一因は、ここに存するのでないか。同様のことは、今度新たに共同經營へ參加を決意したといわれるI農家についても、指摘できる。Iの本家はQであるが、このQは、より有力なPとだけ緊密な「ゆい」をむすび、分家Iを捨ててかえりみない。二四年にはQとI間になんらの協力關係が存在しなかつた。したがつてI農家もまた、同族的な故郷をうしなつた孤獨人なのである。以上の諸點を總括するならば、わが共同經營組合は、A、B、CおよびFよりなる強固な同族的「ゆい」集團を中心とし、これに

孤獨人たるDとEとが加わつて、出來上つたものである。それは、新しい精神の注入によみがえつた同族關係の擴大版だともいえよう。

第三表〔四〕をみると、この部落では農繁期の「ゆい」はすべて、本家を中心とする同族的結合の線にそつて結ばれてゐる。「ゆい」は、春には耕起整地、麥刈、田植、秋には稻刈、麥播について實施された。だがその特色としては、勞力相互間および勞力と畜力との間に、關西地方の農村に普通みられるような特定の交換比率はなく、むしろ交換の意識さえも、まだ確立してはいない。わたくしは「ゆい」當事者數戸にたいして、何日相手の田に出役し、また何日「ゆい」返しをうけたかと質問したが、だれも答えるものがなかつた。この部落の「ゆい」はわが國の「ゆい」變遷史上における原型にちかいもので、商品經濟から獨立した、はるかそれ以前の關係なのである。^(註4)

このような同族的「ゆい」關係が彼等相互間になお殘存しているのは、なぜであろうか。後にものべるように、彼等の經濟生活の水準は、日本的一般レベルの貧農のそれ以下であり、そこにかかる遺制的な社會關係が残りえた地盤があるといえよう。それにしても彼等は、やはり關西地方の農民であつて、對外的には商品經濟の洗禮をつよく受けている。農家副業をつうじて、また工場や一般農家の被傭出稼をつうじて、自家勞力にたいする彼等の價值評價は、かなり敏感になつてゐるはずである。にもかかわらず彼等の内部に、かかる經濟的打算を乗りこえたゲマインシヤフトリツヒな結合が残つてゐるとすれば、その原因は、もつと特殊的な形において規定さるべきであろう。それは、ながい歴史にわたつて外部から不當きわまる身分的差別待遇をこうむつてきた特殊部落の人々たる點に、存する。外部からの壓迫が酷烈であり、かつ全人格的であるほど、これにたいする防衛のためには、彼等の内部的團結は強靱で、かつ全人格的たらざるをえない。彼等の經濟生活の水準の法外な低さそのものが、かかる身分的差別待遇

の所産であつた。部落外にたいしては鋭く作用する經濟的打算も、その内部では鈍つてしまふのである。同族的「ゆい」關係の遺制は、このような特殊な内部的團結の一形態にほかならぬ。

だがこの部落の「ゆい」の特色は、それだけない。同族的結合の線上には、役牛を所有するものとしからざるものとの結合の線が、重なりあつてゐる。かかる結合は、明らかに、農民の階級分化にともなう新しい現象である。豊田村の一般慣行によると、役牛による賃耕料金は反當五六百圓の相場だが、金で支拂う能力のない貧農層は、畜力一日の受入にたいして、三日の勞力をもつて手間返しする。半日の牛耕の代りに女子一〇日間の手傳いをした事例さえあつた。この場合の役牛所有者と勞力提供者との「ゆい」關係は、すでに判然たる交換比率をもつた經濟取引となつてゐる。その比率が、役牛所有者に有利で、貧農層にとつて苛酷なだけである。それは、經濟學の範疇としてみれば、前期資本的な收取方式だといえよう。清水部落の同族的「ゆい」關係といえども、役牛所有者とからざるものとの結合を含んでゐるかぎりは、一應かかる前期資本的經濟取引への轉化の傾向を内包するのである。ただ、本家と分家との階級分化がまだ微弱で、同族共同の精神が濃厚に支配しているため、かかる傾向は、未然に抑制されるか、より和やかなものに中和されるにすぎない。

ともかく共同經營組合結成の根柢には、このよくな同族的「ゆい」關係の遺制がひそんでいたのである。だが六戸の組合員のうち四戸が舊來の同族集團をそのまま保持し、二戸が逆にその離脱者たることは、少なくとも表面的には、相反する事實だといえる。これをより高い場で統一する契機は、別に求めねばならない。調査結果によれば、彼等はいずれも、大正以來の苦難にみちた農民鬪争の中で、終始一貫組合の旗をまもつてきた人々であり、現在では高度の社會主義理想をかかげた政治結社のメンバーなのである。そこには、同志的ともいべき新しい姿での人格結合

が登場するにいたつては、かかる新しい結合の形態が、一方ではDとEをして、農民組合脱退者たる保守的な本家Rとの袂別を早めさせたであろうし、他方A、B、CおよびFの間では、舊來の同族のふるい精神的紐帶が、新しい同志的結合によつて補強され、よりデモクラチックなものに再生産されたのである。そしてDとEとは、全組合員に共通するところの同志的結合の紐帶を媒介として、この四戸の同族集團の中へ合流してゆき、その結果が共同經營組合の母胎となつたのである。

厳密にいうならば、血縁關係に立脚した同族的結合と新時代の目的意識に率いらされた同志的結合とは、範疇的にはまったく歴史的段階を異にするものである。前者は、商品經濟以前の原生的なゲマインシャフト關係であつて、商品經濟の滲透につれて次第に近代經濟人の結合におきかえられ、經濟社會から驅逐されてゆくものであり、後者は、商品經濟の洗禮をうけながら、究極の方向においては、商品經濟が生んだ經濟人の自由意思的結合をよりゲマインシャフトリツヒなものに包攝し、止揚しようとするものである。前者は、血縁によつて制扼された半ば本能的なものであり、外界にたいしていきおい封鎖的となるが、後者は、各人の自覺による共通の理念をつうじて廣く繋がつてゆくところの、開放的なものである。また前者では、本家の家長を中心として同族内での位座があのまづから一定しているから、經濟上の分化がこれに交錯するにつれて、半封建的な支配と隸屬との關係に變質しやすいが、後者は、完全な同權意識に立脚したデモクラチックな本質をもつてゐる。しかしながらこの兩者は、商品經濟における私益交換を體現する經濟人的結合そのものからは、一應獨立しており、その點である共通の地盤を有している。それは、商品交換によつて直接媒介されたものでないという意味で、經濟外的な結合ということができ、資本主義的階級分化のもとでの貧農の經濟人的結合それ自體とは、範疇的に區別しておくべきである。

以上の説明を要約するならば、この共同經營組合の主な構成員は、農業經營であくまで自立しようとする前進的な貧農グループであつた。だが現在のように國家獨占資本の支配が、半封建的地主の殘存勢力をプランチとして、彼等の上にのしかゝつてゐる場合には、個別的な力による彼等の經營上昇は、もはや不可能であり、かえつてふたたび没落の破局にさへ迫ることまれでゐる。共同經營組合の結成は、かかる危機から立ちあがろうとするところの、彼等の防衛の努力の結實であつた。それがどの程度に效果的たりえたかは、別に検討しなければならぬが、ともあれこのようない共經營形態を實現できたのは、本組合のもつ特異の立地條件におうところ少なくないのである。すなわち、その社會的協力の軸は、商品經濟の法則にのつとつた經濟的な結合であるにしても、さらにその周圍には、右にのべたような新舊二つの經濟外的な人格結合が奇妙に絡みあつて、獨自の雰圍氣を作りだしており、それが共同經營組合結成の樁杆としての役割をはたしたのである。

註¹、この四戸の農民組合脱退者グループは、最近ふたたび復歸したようである。二四年四月わたくしが實地調査したさいにも、税金問題や農家副業面における商人資本との對抗において共同の必要を認めていた。現在は共同經營にも關心を持ち出しているといふ。その原因は、最近の中農層の經濟的窮乏にあるようだ。たとえばR農家は、赤字補填のために役牛の交換をせざるをえなかつた。

註²、Marx, Das Kapital (Volkssausgabe) ■ Band II Teil S 302 高畠譯三四三頁

註³、拙稿「農地改革と農業共同化の發展」(「農業綜合研究」第三卷第一號所收)「農業經營の共同化と農地制度」(「農業と經濟」二四年五月號所收)

註⁴、「多く」の原型およびその變遷について、津下剛氏の見解を引用するならば、「結本然の姿は相互扶助といふ倫理的觀念よりも、共同社會における統制された勞力の共同利用でなくてはならない。」「普通にいう相互扶助とか、或は勞力交換とかの方試は、歴史過程において發展した結の一形式である。」「この結と「う労働編成の様式は、血縁紐帶を基調とする共同労働から變質して、家を本位とする労働の對價を期待する様式となる。」(同氏「結の史的研究序説」—「近代日本農政史研究」所收) なお小池

基之氏「日本農業構造論」第二章、第二節一「『ゆひ』及び『むら仕事』」、小泉幸一氏の後掲論文および次掲の拙稿を参照されたい。

註5、「ゆひ」の半封建的變質傾向については、川原仁左衛門氏「ヨヒ慣行の崩壊過程」〔帝國農會報〕一・七年一〇月號所收）、帝國農會「勞力調整上よりみたる部落農業團體の分析」中の秋田縣旭村の部、および拙稿「農業共同作業論」〔唯物史觀〕第三號所收）を参照されたい。

四、共同經營組合の運營内容

以上でわたくしは、共同經營組合への參加不參加をめぐる清水部落の農民の社會關係を一應検討しあわつた。それは共同經營のいわば外側の枠を明かにしたにとどまるのである。そこでつきの問題としては、共同經營組合の運營の内容の分析にうつらねばならない。

共同經營の活動が實際に動きだしたのは、二三年五月初めからであつた。過渡的な措置として、その年の水田裏作の處理は、そのまま個人經營にまかし、稻作部門から共同經營へ移管することとした。六戸の組合員は、その全水田二町九反六畝六歩（のちに二反一畝追加）と畑四畝歩とを、共同經營地として提供した。その方式としては、所有權を各戸の手にのこし、耕作權だけを反當一律に百圓で買い取り、組合で共同管理しうるようにした。ただし組合員が脱退するときには、同じ價格で賣りもどすことが條件になつてゐる。この土地の共同管理を基礎にして、組合は、境界を接する水田について畦畔を四カ所分取りはらい、土地の集團化をつうじて役畜や機械の導入、その他作業の能率化の途を拓いたのである。なお各戸の畑は、自家用の蔬菜畑として、個人經營にのこされた。

それにしてもわずか三町歩の共同經營地は、六戸の世帯、三三人の家族員を扶養するには、あまりにせまい。しか

もその大部分は、村でも最下田にぞくしている。元來この部落の水田は、明治以前一面の川原であり、彼等の先人たちの努力によつて拓かれたものであつた。耕土はあさく、底土は砂地であつて、秋落がひどかつた。裏作のまつたくできない濕田も、相當あつた。共同經營地がいかに劣等地であるかは、その大半が、戰争中の勞力不足のさい一般農家によつて耕作放棄されたものであることでも、わかる。土地不足になやむ組合員は、これらの土地をあまんじて引受けたのである。第四表をみられたい。

役畜は、組合員Aが私有する和牛（六歳）を農作業のさい出役せしめることとし、不足分は、春の農繁期に附近の種畜場から馬を借りて間にあわせた。大農具は、共同經營開始當時、ほとんど目星しいものではなく、農民組合所有の畳摺機および石油發動機（四・五馬力）を利用できるだけであつた。小農具は、作業員がそのつど持ち寄つた。自給肥料は、稻作用として各戸が準備していた堆肥を、提供しあつた。金肥については、各戸から資金を立替えさせて、稻作肥料を購入することとした。發足當初の組合は、一錢の運轉資金も用意していなかつたからである。

要するにこの共同經營組合は、耕地においても、それ以外の生産手段においても、また運轉資金においても、あまりに貧しい資本的基礎しか持たなかつたのである。これは、外部からの經濟的援助なしに始められた貧農層の共同經營としては、やむをえないことであつた。

つぎに共同經營における労働の面をみるとしよう。組合の農業従業者數は、一四人（のうち一三人）であつた。個人の労働能力の評價については、當初きわめて重要視し、つぎのよ

第4表 組合員の耕作引受年度よりみた共同經營地面積

	昭和12年まで	12—19年	20年	地目變換による	計
共經營地面積	反 10,518	反 9,417	反 8,521	反 1,013	反 29,606

うな獨自の方法をとることとした。それは、毎月はじめの組合員總會で各人の前月中の實績によつて、たがいに無記名投票で點數をつけさせ、その平均をもつて各人の勞働能力をあらわし、これを収益分配の規準たらしめるのである。この方法は、農作業の質の向上にたいする從業者の熱意を増進するのに、大いに役立つものであつた。ところが實際は、はじめの一ヶ月行われただけで、そののちは中止されてしまつた。その理由をきくと、從業者が多數の場合には、たしかにこれも必要だが、わずか一四人の組合では、かえつておかしいことであつた。だがわたくしの想像では、個人の勞働能力の評價をかならずしも必要とした本質的な理由は、從業者數の多少よりも、むしろ組合そのものの性格にあるのではないか。組合の從業者の社會的紐帶が、同族的にせよ、あるいは同志的にせよ、いわば經濟外的な意味における人格結合をも内包しているような場合には、從業者個々の勞働能力を嚴密に評價して、これを収益分配にかかわらしめる方法よりも、從業者をして共同社會の人格結合の面をつよく自覺せしめ、その媒介をつうじて農作業の質的向上の意慾をあふるほうが、しばしば現實的なのである。この組合が、それ自體としてはきわめて卓越した勞働能力の評價方法を途中でやめた理由も、おそらく、ここにひそんでいるのではないか。

ところで耕耘や田植や稻刈など、各種の農作業相互間においては、それぞれの作業の遂行に要する通常の熟練度や體力をもとにし、勞働の質の評價基準が樹てられなかつたであろうか。この問題はさきの勞働能力の個人的差違ほど、重要視されなかつたようであり、すべての農作業は一律に取扱われ、事務的勞働を、輕勞働として、農作業の三割引きに評價するにとどまつた。

このように勞働の質の評價の問題が、主として勞働能力の主觀的な個人差の面から、つよくとりあげられ、各種の農作業の客觀的な標準差としては、そして重要視されなかつた事實は、この共同經營の生産力段階の低さをあらわす

ものだといつてよい。農業の生産行程が全般的に機械化畜力化されている場合には、農作業の内容は、労働手段によつて、はじめから標準化されている。そこで必要とされる一人前の熟練度や體力は、農作業の種類および同一作業では労働手段の種類におうじて、客観的に所定のものとして與えられ、個人による差違はむしろ第二次的となる。したがつて、農作業の種類別に複雑労働の單純労働への換算基準が中心的な問題となるのである。たとえばソ連のコルホー^(註1)ズにおけるノルマ設定の内容を想起されたい。ところがわが國農業のように、またこの共同經營組合のように、農業生産の大部分が裸の手労働で行われている場合には、同一の農作業であつても、その熟練度や體力は定型化されるとなく、個人によつて大幅な濃淡の差が生じてくる。そこでは農作業の種類別および労働手段の種類別に標準的なノルマの設定はあまり實用的たりえず、それよりも、これらの區別を捨棄したところの、個人別の労働能力一般の評價が前景に進出するのである。かかる労働能力の個人差にたいする評價は、大なり小なり主觀的たらざるをえず、客觀的な數字としてはおさえにくい性質をもつてゐるから、結局のところ、労働の質の正確な把握は農業生産が機械化畜力化されている場合にくらべて、いちじるしく困難となるのである。そのことは、共同經營組合における労働の質と量とにおける収益分配方式の嚴密な實施にさいして、障碍とならざるをえない。

視線を組合の運營主體の内容にうつすとしよう。組合員資格や組合の機關は、どのように規定されているであろうか。組合規約によると、「當組合は共同經營に從事する組合員の家族で組織すること」となつており、一四人の農業從業者は、本家たると分家たると、家長たると家族員たるとにかかわりなく、また男女年齢の別なく、すべて組合員の資格をもつてゐる。從來のわが國共同經營において家長だけが組合員たりえたのにくらべて、本質的な相違だといえよう。家父長制の枠は、ここでは、完全に取り外されたのである。

組合員の加入脱退は、もちろん自由である。組合の最高議決機關は、組合員總會であり、全組合員の三分の二以上の出席によつて成立し、出席者の多數決で議事をきめる。總會は、執行機關として、組合長および執行委員を選任する。

現在の組合長はEであり、執行委員はAの長女、B、C、Dおよび日農縣連派遣の某氏の五名である。さきに述べたように、この組合結成の母胎はAを本家とするB、C、F四戸の同族であつたが、組合長はかえつて、他の同族から合流してきたEが當選し、Aは執行委員にさえならず、その長女が委員に名をつらねているだけである。したがつて同族的結合は、組合結成の一つの機縁だつたにすぎず、組合幹部の選任にさいしては、表面的にはほとんど作用していなかのようである。

わが國の從來の共同經營にあつては、組合長その他組合幹部の椅子は、地主、その代理人または自作農上層だけで獨占され、零細小作農出身の組合員はなんらの發言權をもたなかつた。^(註3)しかるにこの組合では、かかる土地所有や耕作規模の大小による階級的差別を、すつかり清算しているようである。組合運營におけるデモクラシイの確立は、本組合が半封建的な諸關係にたいする貧農層のながい鬭争の歴史のうえにきずかれた同志的結合たること、によるものとおもわれる。

さういふに組合の収益分配の態様をみるとしよう。共同經營の粗収益から經營費その他の組合費用を差引いた残りが、純収益であり、それが組合員に分配されて、各戸の個人經濟の所得となる。収益分配そのものの説明にはいるに先だつて、あらかじめ念頭におくべき第一の點は、組合員の被傭出稼がとくに農繁期において、すべて組合當局によつて統制をうけ、その賃金收入も、個人經濟に入れないので、すべて組合の粗収益として計上していることである。そ

のかわり、組合員の被傭労働時間は、共同經營地への出役と同様、組合にたいする提供労働として取り扱われ、収益分配をうける対象になる。これは、外部への被傭出稼を各個人の自由にしておくと、組合員は、自先の現金收入の機会に誘われて、共同經營地への出役を第一義的に考えるようになりやすいこと、さらには、各個人の被傭出稼機會の多少ないしその労働條件の差異におうじて、組合員相互間に内部分裂の危険が生じやすることによるものである。組合員のすべてが、兼業的な被傭勞賃收入を追求せざるをえない立場にある貧農層であるだけに、この措置は、共同經營それ自體の主體性確立のための、必要條件であつたといえる。だがこれを組合員の總意において實行しえた基礎は、彼等が、いわば運命協同體的な自己意識のもとでつよい團結をむすんでいたからであり、それは、たんなるゲゼルシヤフトリツヒな經濟的協力以上のものなのである。第二には、組合規約において「共同經營に要する諸掛りは、組合が一切負擔する。ただし税金等の納付にさいしては、組合の負擔なるも、各組合員個人の名において納付すること」とし、所得稅のごときも、實質的には組合員個人が負担せず、組合費用のうちに計上しているのである。厳密にいうと、所得稅は、組合員の個人經營をふくめた全體の所得にかかり、組合から分配される金額だけにかぎられてはいい。たとえば個人經營にのこされた畑作や伊勢表製造による所得部分は、組合とは、まつたく無關係のものである。その意味で、組合が組合員の所得稅をすべて引き受けることは、問題となるべきはずである。ところが第一の場合と同様、この共同經營組合そのものの性格が、たんなる經濟人としての資格での結合ではなく、ゲマインシャフトリツヒな全人格的結合の面をも内包している結果として、かかる問題は、まだ組合員の意識にのぼっていないようである。収益分配の内容を論ずるにさいし、明かにしておくべきことは、それがいかなる形で、どの時期に、なにを對象として分配されるかである。まず収益分配の形態は、現金と現物とにわかれる。現物の主なものは、飯米だが、それは

法定の保有量を組合員の家族全員に保證する建前をとり、一二三年度においては、そのとおり實行された。ほかに衣料品などの家計用報償物資もあるが、これは點數におうじて順番制で各個人に分配している。なおAが私有する役牛にたいしては、一二三年末組合自體が購入した役牛にたいすると同一の待遇をとり、若干の飼料を無償で分配し、そのかわり厩肥を提供せしめてくる。

収益分配の時期は、年度末決算のさい、さしごの現金配當を行うのであるが、年度内においても必要におうじ數回分配することとしている。一二三年度は、一二三年七月と一四年一月との二回に、それまでの提供勞働日數に單價七〇圓を乗じた割合で、配當を行つた。だが組合員のすべては、この現金配當だけで、とても生活を支えきれず、繋ぎ資金として、さらに組合から相當の一時借入をしている。年度末たる一四年四月には、この借入金は、そのときの各戸にたいする現金配當額から相殺されて、清算が完了することになる。

収益の分配がなにを対象にして行われるかは、もつとも重要な問題である。そこでは、組合の社會的性質が浮き彫りされた形で、読みとれるからである。農地改革以前における過去の共同經營組合は、収益分配にさいして、高率の慣行小作料を優先的に支拂うのが通例であり、組合にたいする地主支配の姿をはつきりと露呈していた。これに反してこの組合は、地主的土地位所有打破のための農民鬪争をつうじて基礎を培われ、そのより發展した形態として成立したものであるから、土地所有者資格にたいする地代部分の分配は、最初から問題たりえなかつた。組合員間で議論されたのは、むしろ、耕作地や役牛などの經營の機能資本にたいする「利潤」部分の分配を認めるかどうかであつた。

この議論は、具體的には、提供耕作地反別割の分配方式をある程度採用するか、Aが私有する役牛の出役一日を勞力出役何日分として、評價するかという形で、行われた。このうち耕作地反別割については、耕作地をより多く提供し

たものとより少なく提供したものとの階級分化を、共同經營組合の内部で促進し、ひいては共同經營そのものを富農的な前者の私物化せしめる虞れありとして、この分配方式をまつたく認めないことになつた。さらに一步をすすめて、組合は、共同經營地の耕作権を反當百圓で各個人から買いとり、完全な土地共同管理の基礎をつくつたのである。かかる土地共同管理のもつ意義は、すでに述べたような土地集團化による大經營的な技術様式の導入をはかるためだけではなくて、組合員個々人の資本主義階級分化を未然におさえ、これから共同經營の勤労者的性格を擁護してゆく安全瓣にほかならなかつた。^(註4)

つぎにA農家の私有する役牛の出役の評價については、當初、役牛提供一日を労力提供二日と計算することに一應きまつたが、後になつて關係者から意見がでて、現在の村の一般慣行どおり、労力三日分として評價するごとなつた。全國的にみると、畜力一日＝労力二日の比率が普通のようである。たとえば小泉氏の「ゆい」の研究によると、「大體牛馬一日にたいして人力一日というのが標準とみられ^(註5)」また二三年四、五、六月の農村賃銀調査によつて役牛賃借料と男子農業臨時雇賃金（耕耘整地）との比率を算出すると、いずれも「對一になつてゐる。これと比較するならば、本組合における役牛一日＝労力三日の評價規準は、役牛提供者にとって相對的に有利なもののようにおもわれる。しかも飼料については、すでにふれたように、組合自身の所有する牛と、同一の待遇が與えられてゐる。役牛利用度の増減は、資料の制約から明かにできないけれども、全般的にいつて共同經營は、Aにたいして、その私有する役牛の收益性を引き下げるところなく、かえつてある程度まで高めたといふのである。そこに、耕作地反別割の方式をめぐつて論議されたのと同一のシリヤスな問題が、ふたたび豫想されないであろうか。さらに具體的にいえば、役牛所有者と労力提供者との間にむすばれる同族的「ゆい」關係の半封建的變質が、扮裝をかえて登場してこないのである。

あらうか。この點は、共同經營組合の収益分配の具體的數字をつうじて、のちに究明することにしよう。

かかる役牛出役の評價の問題をぬきにすれば、組合員の提供した勞働だけが、文字どおり、収益分配の唯一の對象となつてゐる。その實施方法を組合運營細則によつてみると、「各組合員の勞働時間數と勞働能力の比率とによつて、事業年度末に組合の利益中より各組合員に比例配分する。」それは、共同經營發足當時の總會決定事項程度のものであり、この決定がいかに現實化するかは、むしろ今後をみなければならぬ。だがかかるものとしては、いわゆる「勞働の質と量とにおうする分配」が、ともかく一應の確立をみたのである。そのもつところの意義は、商品經濟の價值法則と、機能的には同一の法則が意識的に適用されてゐることであり、「一の形における同量の勞働が、他の形における同量の勞働と交換され、明かに商品交換と—それが等價の交換であるかぎり同じ原則が行われてゐる。」そこでは組合の収益分配にたいして、「ブルジョア的な平等の權利」が發言權をもつてゐる。それは「不平等の勞働におうする不平等の權利」であり、共同經營のためにより多くの勞働を提供し、勞働の質をより改善した組合員ほど、これに正比例して、より大きな報酬を與えられる。かかる本質のゆえに、勞働の質と量とにおうする分配方式は、組合員の出役勵行、作業内容の集約化および技術改善の工夫を自發的にうながしてゆく基礎條件となる。共同經營の使命たる生産力擴充の主體性確立は、これなくしては、多くを望みえないのである。

しかもこの分配方式は、商品價值法則と同一機能の法則の適用たる意味で、なおブルジョア的であるとはいゝ、生産手段の所有と無所有とによる一切の階級的差別をなくした點では、完全な社會化の方向を目指して いる。組合にたいして、何人も自分の勞働以外、與えるものがなく、また勞働だけを對象として報酬が分けられるからである。収益分配をうける資格としては、まずもつて勤勞者たることが必要であり、それでまた充分なのである。そこでは家父

長的な權威も、土地所有も、さらに一應は資本の所有でさえも、はや物をいわない。この組合の特色として、共同經營への熱意は、婦人層にもつともつよく、彼女たちの明るい進取的な表情は、村の一般農家婦人の家父長制的な隸屬的雰圍氣のなかで、異彩をはなつてみえるが、これは當然のことであろう。労働を唯一の對象とする収益分配方式は、婦人までをふくめた、すべての農民労働力の解放を可能ならしめる土臺である。

要するに労働の質と量とにおうする収益分配は、生産力擴充の主體的條件としても、勤労者の社會的解放のうえからも、もつとも理想的な方式だといつてよい。だがこの方式が、共同經營のなかで本當に實現できるためには、その前提として、一定段階への生産力の發展とこれを可能ならしめる經濟的蓄積とを要するのである。この組合において、勞働の質の個人別評價が、運營途上に中止されてしまい。したがつて収益分配も、たんなる勞働量だけによる分配たらざるをえなくなつたことは、すでに指摘したところである。そこにはやくも、計畫の第一の挫折が始まつている。わたくしは、さらに疑問をもたざるをえない。この組合の現在の生産力段階においては、たんなる勞働量だけによる分配ですらも、嚴密な形では、はたして實現しうるであろうかと。この點を明かにするには、つきの共同經營組合の經濟收支および収益分配の數字の分析にうつらねばならない。

註1、ソ連のコルホーツにおけるノルマ決定方式については的場徳造氏「コルホーツの話」一一九頁以下を參照されたい。

註2、わが國の過去の共同經營組合の事例をみてても、性別年齢別に労働能力の機械的な評價をしている程度であつて、作業行程にそくした區別をした例は、ほとんどない。(農林省農務局「農業共同經營組合ニ關スル調査」四九頁参照)最近の開拓地共同經營においては、若干實例が見受けられるが、これを収益分配にかゝわらしめる部分は、組員の小遣錢程度以上を出ないようである。たとえば静岡縣の大幡野開拓農業協同組合では、個人別に稼働率(勤怠並びに労働の質)を査定しているが、その方式は、出勤日數と作業にたいする態度を參考にして運營委員が原案を作り、これを總會にはかるものであり、しかもその結果を収益分

配には適用していない。(農林省開拓局「開拓地における農業協同化の理論と實際」)。

註3、拙稿「農業共同經營の日本的形態」(『農業問題』第六號所收) 參照。

註4、収益分配における提供耕作地反対割の否認や土地共同管理のための耕作権買上の構想については、當時の日農縣連書記長若よび同縣連豊田村駐在書記兩氏の強力な指導が役立つてゐる。彼等は、組合員にたいする高度な目的意識の注入者であつた。

註5、小泉幸一氏「農村労働組織の一様式としての「ニヒ」の慣行」(『帝國農會報』昭和一〇年九月號所收) 參照。なお附記した役牛賃借料と男子臨時雇賃銀との比率は、農林省統計調査局「農村賃銀月報」より算出。

註6、マルクス「ゴータ綱領批判」邦譯全集第七、三卷四四〇頁。

五、共同經營組合の經濟收支

共同經營の實施によつて、農民は、個別的な貧農經營のときには、夢想もできなかつたほどの、高い生産設備をととのえることができた。本年三月末の共同經營組合所有の財産目録をみると、石油發動機(二・五馬力)、脱穀機、精米機をはじめ、カルチベーター、噴霧機、製繩機等の一連の農具と、改良和牛(三歳)一頭とがのつてゐる。いずれもこの一年間に新規に調達されたものである。まことに急テンボな擴充ぶりではないか。これに從來の組合員個人有の役畜農具を加えるならば、共同經營組合の技術的裝備は、役畜と農具に關するかぎり、この村のどんな富農經營にも、引けをとらなくなつてゐる。

共同經營組合發足後一年間にあける技術的改善の足跡をかえりみよう。個人經營のときには、苗代はこまかく散在していたが、共同經營の實施とともに、これを住宅のちかくの一ヵ所に集團化し、その管理については専門技術家の指導をもとめた。そのため苗代の生育状況は、他の個人農家にくらべて、際立つてよくなつた。稻作の基幹作業たる田植、除草、および稻刈も、作業方法は從來どおりの手作業であつたが、統一的な作業計畫のもとで一四人の勞力を

合理的に配置して、適期に處理することができた。前年までは、田植の完了は他の農家よりはるかにおくれ、除草も粗雑であつたが、今度は、一般より三日も早く田植がすみ、除草も、見違えるほど集約的となつた。脱穀作業は、從來の足踏脱穀機のかわりに、動力脱穀機が出動して、迅速に片付けられた。かくして稻作の生産力は、反當收量においても、從來にくらべて飛躍的に向上したのである。反當收量は、浮塵子の害をうけて、平均二石三斗四升にすぎなかつたが、それでも前年よりは二斗餘の增收があつた。だがとくに顯著だつたのは、稻作勞働時間が徹底的に短縮されたことであり、岡山縣下の機械化した經營の水準にせまるにいたつている。第五表をみよ。

第5表 稻作反當所要勞動時間

	岡山縣 の場合	時 分	時 分
苗代一切		11.40	8.41
耕 起		5.25	3.10
代 撫		1.40	1.50
田 植		20.10	14.20
施 肥		4.35	11.50
中耕除草		24.30	32.10
除 害		1.40	1.40
刈取結束		17.35	17.35
計		87.15	91.16

水田裏作たる麥作の實施にあたつては、組合員が三千貫の堆肥をつみ、種子も、農事試驗場から優良種子をとりよせて、非常な意氣込みであつた。その作柄も一般農家にくらべて、目立つてよいとのことである。ここで重要な役割をはたしたのは、カルチペーターの導入であつた。これによつて麥の中耕作業は完全に畜力化され、組合員の労力はほとんど、この時期の冬の圃場作業から解放されたのである。

以上が、共同經營組合發足後わずか一年間における技術的進歩の實績であつた。それは、日本農業の一般的水準としては、ようやく中農程度の生産力にたつしたにすぎない。だがこの組合の人たちが、今まで村の上層農家から惰農とあなどられていた零細貧農層にぞくし、供出の重壓のために耕作放棄の一歩手前まで追いかめられていた事實を

忘れてはならない。共同經營方式は、この没落の運命からよみがえらせた。彼等は、一年の苦闘をつうじて、生産力擴充のたくましい主體性をそなえた農業經營者として起ちあがつたのである。一三年産の麥や米の供出においても、早期完納の成績をあげて、村をおどろかせている。

ところで技術の面からみた共同經營の生産力向上を、經濟の面からみると、どうなつてゐるであろうか。この組合は、縣當局の指導によつて、京大式の經濟簿をつけている。わたくしは、昨年五月初の組合發足當時から本年三月末までの記帳をもととして、その經濟收支の一應の決算を試みてみた。それは、大體において、本組合一年間の成績だと見做してよいであろう。まず第六表をみられたい。

第六表①の組合純収益は、資本主義經濟の分配の範疇をあてはめると、組合員の提供労力にたいする勞賃部分、自作地にたいする地代部分および投下總資本にたいする利潤部分の三者からなつてゐる。この純収益の額は二六九、二七八圓、内現金一一八、六〇八圓であつて、組合員一戸一ヵ月當では四、八九六圓、内現金一、一五七圓、組合家族員一人一ヵ月當では七四二圓、内現金三、二七圓となつてゐる。一二三年五月から一月までの農林省の農家生計費調査をみると、調査農家總平均（經營耕地一三反六畝）の一ヵ月家計費は、一戸當にして八、七三二圓、内現金四、三九六圓、家族一人當では一、三三六圓、内現金六、五七圓である。さらに同調査の經營耕地五反未満の階層をとると、一戸當で五、五八九圓、内現金二、八六一圓、家族一人當で八五〇圓、内現金六、一二圓となつてゐる。これらの數字をさきの共同經營組合の組合員一戸當および家族一人當の純収益と對比するならば、この組合純収益をもつてしては、普通の中農層の農家の家計費はもちろん、五反未満階層のそれさえ賄いえないことがわかる。日本の平均水準における貧農層の勞力の再生産ですら困難なのであるから、自作地の地代部分や利潤部分など、剩餘價値部分の實現はとても望める

第6表(4) 共同經營組合の純収益(円未満四捨五入)

項	目	現金	現物	増(減)價	合計
組合組収益	農業 稻作 大豆作 増價額 小計	131,257 - - 131,257	130,522 2,912 - 133,434	- - 34,393 34,393	261,779 2,912 34,393 299,084
	農業 組合員被傭 寄附及補助 外 小計	27,359 15,600 42,959	- - -	- - -	27,359 15,600 42,959
	合計	174,216	133,434	34,393	342,043
	種苗	853	2,712	-	3,565
	肥料	16,230	-	-	16,230
	農用薬剤	2,234	-	-	2,234
	諸材料	2,364	-	-	2,364
	光熱動力	12,179	-	-	12,179
	小農具・農具修繕	2,872	-	-	2,872
	役畜農具賃借料	847	-	-	847
組合經營費	農用被服	328	-	-	328
	飼育勞賃	450	-	-	450
	農用雜支	150	-	-	150
	税金	10,874	-	-	10,874
	負債利息	2,569	-	-	2,569
	小作料	84	-	-	84
	組合事務	3,574	-	-	3,574
	減價額	-	-	14,445	14,445
	合計	55,608	2,712	14,445	72,765
	總額	118,608	-	-	269,278
組合純収益	組合員1戸1ヶ月當	2,157	-	-	4,896
	組合員家族 1人1カ月當	327	-	-	742

備考 1. 稲作現金は玄米31,707石の供出によるもの、稲作現物は玄米36,256石。
 2. 増價額は3月末における裏作麥立毛の評價額。
 3. 税金10,874圓のうち10,785圓が組合員の所得稅支出額である。
 4. 減價額14,445圓のうち建物個人有675圓、大農具組合有4,364圓、同上個人有1,224圓、役畜組合有1,224圓、同上個人有2,938圓。算出方法は、農林省「農家經濟調査」のそれに準ずる。
 5. この試算は、わたくしが個人的に行つたものにすぎない。以下同然。

第六表(2) 共同經營組合員一勞働日當所得、組合企業純収益

	組合純収益 (A)	組合員労働 日數(B)	同上見積勞 賃(C)	一勞働日當 所得	組合企 業純 収益 (D)
總額	円 -269,278	日 1,361	円 272,000	円 198	円 △ 2,922
農業經營部門	226,319	1,250	250,000	108	△ 23,681

備考 1. 1労働日當所得 = A + B、組合企業純収益 = A - C

2. 組合純収益の内農業經營部門は、第6表イ所収の組合純収益の農業部組合員労働日數は、組合員労働日數に組合差分131,257圓から組合經營費を差引いたもの。組合經營部門は、組合員が共同經營組合に提供した労働日數であり、内農業經營部門は、組合員が他の組合員に納入した日數111日をさし引いたところの、純粹に組合の農業經營部門に出役した労働日數である。見積勞賃の単價は、1日200圓である。

はずがない、したがつて自主的な蓄積の餘力はまったく存在しないのである。

このことは、つきの第六表(2)からも、うかがいう。組合純収益を組合員労働日數で除した一労働日當所得は一九八圓であり、農業經營部分だけをとると、一〇八圓にすぎない。二三年度の農業臨時雇賃金は二〇〇圓程度であるから、農業労働者の資格における勞賃部分さえ實現していないのである。これに資本家的企業の計算方式を適用すると、組合企業純収益は二・九二二圓の赤字となり、農業經營部門だけをとると、赤字は二三・六八一圓に増大する。共同經營組合が正常な形での蓄積の可能性をもつていいことは、これによつても明かである。それにもかかわらず、さきにみたとおりの技術的改善が実施されたとすれば、それはいかなる財源によつて賄われたものであろうか。

第七表は、共同經營開始以後一一ヶ月間の組合の現金收支を項目別に整理したものである。現金收入欄には、第六表(1)から轉記した組合現金純収益と、農業協同組合および商人からの借入金(二四年三月未現在)とがあり、これにたいして現金支出欄は、一回にわたつて行われた組合員への現金配當、組合員にたいする一時的な貸付、農用財産購入代金、および記帳

第7表 共同經營組合の現金收支

現 金 収 入		現 金 支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
組合現金純収益 (農業協同組合より)	118,607	組合員 への現金支出	29,703
借入金 商人より	57,000	當附金計	60,395
小計	27,078	土地(所有)具畜計	90,098
	84,078	農用財產購入	772
		大役小	37,401
		記帳	47,000
合 計	202,685	組合手持現金	85,173
		合 計	15,279
			12,135
			202,685

備考 1. 本著は組合の各種の現金取引を24年3月末日現在で整理したものである。
 2. 組合現金純収益の数字は第6表イの結果を轉記したものである。
 3. 組合員への現金支出中配當金は、23年7月および24年1月の2回において各組合員の出役労働日数におうじて配當したものである。単價は1日70圓の標準のようである。

洩れの現金支出よりなつてゐるが、二四年三月末現在の組合手持現金を加算すると、現金收入欄との差引が零となる。この表をみてただちに氣のつく點は、土地や大農具や役畜などの農用財産購入代金が、農業協同組合および商人からの借入金と、金額においてほぼ見合つてゐることである。農業協同組合からの借入金は、共同經營組合員五戸の連名による信用借である。いま農業協同組合の信用程度表によると五戸の信用借入可能限度をみると、一萬四千圓にすぎず、したがつてこれをはるかに超過した借入をしてゐることになる。かような協同組合金融利用の基礎は、共同經營組合員たるBが農民組合勢力を代表して農業協同組合の理事に當選し、組合の事業運営に一應の發言權をもつにいたつたことによるらしい。商人からの借入金の實體は、農具商からの大農具の購入代金の未拂分であつて、これを金錢債務として取扱つたものなのである。

かような借入金の總額が農用財産の購入代金とほぼ一致している事實は、さきにみた共同經營組合の技術的進歩が、自己資金ではなく、もつばら外部からの借入金によつて賄われたことを物語つてゐる。組合が、自力による蓄積の能力なくして、しかも生産設備擴充の第一歩を踏みだすことができた所以は、ここにある。だがそれは、反面におい、かかる借入金が固定負債となつて焦げつく危険をともなうこともある。生産設備擴充にあてられた借入金が固定負債化しないための條件は、少なくともその設備の減價償却分程度の額がその年度の組合の所得的收支をつうじて回収されることである。第七表にそくしていえば、組合現金純収益から積立てられておかねばならない。この條件が確保されてはじめて、借入金の償還は、生産設備の消耗につれて、順調に行われる。ところが第七表では、組合現金純収益はすべて組合員への配當その他に使はれたされ、生産設備の償却のために積立てられる餘裕は、まつたくないようみえる。この意味で、本組合のかがやかしい技術的進歩のうらには、容易ならぬ經濟的暗影がひそんでいるといえよう。

それにしても共同經營組合の生産設備擴充がともかく借入金によつて遂行できたのは、組合員の個人經濟の維持が、組合現金純収益の部分だけで處理され、借入金にまで喰いこまなかつたからである。この組合現金純収益たるや、日本の一般的のレベルの貧農層の生計費にすら、足りないような貧弱なものであつた。かかる貧弱な金で處理されたところの、組合員の個人經濟の内容は、いかなるものであろうか。

第八表は、組合員一戸當平均の個人經濟收支の内容を、現金部面について、とりだしたものである。現金收入の主なものは、組合からの配當および借入金と副業たる伊勢表製造現金所得であり、この二つによつて組合員の現金生計費を支拂う仕組になつてゐる。

第8表 共同經營組合員一戸當平均現金個人經濟收支

項 目	現 金 收 入		現 金 支 出		△ 165	
	11カ月間	1カ月 平 均	項 目	11カ月間	1カ月 平 均	
組合よりの配當および借入金	18,020	1,638	現 金 生 計 費	29,491	2,681	
伊勢表製造現金所得	8,935	812	地 方 稅	677	62	
水田裏作23年度分現金所得	1,412	128	計	30,168	2,743	
計	28,367	2,578	差 引 (經濟餘剰)	△ 1,801	△ 165	

- 備考 1. 本表は、共同經營組合員5戸(Fは本家Aに合算)平均の現金收支の推算である。
2. 伊勢表製造現金所得および現金生計費は、23年10月わたくしが行つた過去6ヶ月間の事實の聽取調査を基礎とし、これにその後の生計費の上昇率と伊勢表製造状況を參照して、推算したものである。
3. 23年度水田裏作は、さいごまで個人經營で處理したから、前記の聽取調査を基礎として、その現金所得を算出した。なお畑作は、自給程度であるから、無視した。
4. 地方稅は、村役場で調査した。なお國稅(所得稅)は組合で直接負擔している。

組合員の現金生計費は、二三年五月から二四年三月まで一ヵ月間に於いて、一戸當一ヵ月平均二六八一圓であつて、一戸平均の家族員數は六・六人であるから、一人當四〇六圓となる。二三年五月から同年一月まで一ヵ月平均の農林省農家生計費調査の結果をいま一度引用するならば、經營耕地一町三反六畝の調査農家總平均の現金生計費は、一戸當四・三九六圓、家族員一人當六五七圓であり、貧農層といるべき經營耕地五反未満の階層をとると、一戸當二・八六一圓、家族員一人當六二二圓であつた。組合員の現金生計費は、そのいすれをも、はるかに下廻つてゐるのである。しかも農林省調査は二三年一一月までのものであるから、以後二四年三月までの生計用品の昂騰を參照するならば、この開きはもつと大きなものとなるであろう。ともあれ、現金生計費からみた組合員の生活の現實は、日本の平均水準における貧農層のレベルにも、遠く及ばないほどのミゼラブルなものである。

しかも共同經營組合からの配當および借入金は、この貧しい現金生計費をさえ賄いえないのである。個人經濟の維持の

ためには、やむをえない生計補充手段としての農家副業が、もとめられねばならぬ。ここでは伊勢表製造現金所得が、その役割をつとめている。

伊勢表とは、三重縣の主として特殊部落民によつて作られる草履表のことである。その製造は、通稱「長旭より」という特別の品種の稻藁をすぐり、その芯を一本ずつ指先で編み上げる組工程と、戻取および整理の加工行程とにわかつており、最初の組行程だけが農家婦女子の副業に残され、加工行程は、獨立の業者の資本によつてマヌファクチャ化されている。製品は、大阪東京の材料問屋へ送られるのであるが、消費者の手に渡るまでには多くの商人が介在しており、これらの商人および加工業者の中間収取のために、第一次生産者たる農家の労働報酬は、きわめてわずかである。わたくしの調査したところでは、本組合では「長旭より」品種を五反八畝作付け、三百四十束の原料藁を自給しているが、組合員各戸はさらに合計九百束の藁を購入しており、これを原料として三千七百足の伊勢表を編んでいる。その販賣代金から原料藁購入費を差引いた残りが、農家の現金所得になるのである。そこで伊勢表一足當現金所得を算出すると、一二圓であり、一日の生産能力七足として、八四圓が一労働日當の現金所得なのである。それは、婦女子一日十時間の労働にたいする報酬であり、しかもこれには藁をすぐりの準備作業が除かれている。組合員Bの言によると、これを加算すれば、一日の能力は二足程度だといふ。だとすれば、一労働日當現金所得は、わずか二四圓になつてしまふ。驚くべき労働力のダンピングではないか。生産者の利益をまもるものとして、伊勢表製造協同組合が縣單位で結成されているが、それは事實上、加工業者や商人の利益の代辯者にすぎず、農民はほとんど發言權をもつてない。ことに昨今の顯著な傾向は、業者が、農民からの買取價格を切り下げることによつて、その税金負担や金融難を解決しようとしていることである。そのため、共同經營による農業労働能率向上の結果として伊勢表生産に振り向ける遊休労力が増大したにもかかわらず、かえつてその生産數量が減退している事情である。

第八表をみると、この伊勢表製造現金所得を加えて、個人經濟收支の帳尻は一ヶ月平均一六五圓の赤字になつてゐる。この赤字がいかなる形で彌縫されているかは、かならずしも明瞭でないが、二四年三月末現在の租稅滯納が、所得稅總額一〇、四三〇圓のうち九、九八三圓、地方稅總額三、三八五圓のうち一、四九〇圓（いすれも組合員五戸の合計）にたつしている事實を、逸してはならない。これらの税金は、第六表①および第八表では現金支出として一應計

上済みのようだが、實はその大部分が、滯納の形でまだ組合員個人の手許にのこつてゐる。わたくしの想像では、この税金滞納分が、個人經濟の赤字の一時穴埋めに流用されてゐるのではないか。

以上を要約するに、共同經營組合一年間のかがやかしい生産設備擴充のメダルの裏面は、固定負債化しようとする借入金の累積の事實であつた。だが組合員の個人經濟に立ちひつてみるとならば、生活の驚くべき低位水準、副業における飢餓的な勞働力ダンピング、全般的な税金滞納などの、さらに深刻な事實がかくれていたのである。今後、この組合の死命を制するような危機がかりに豫想されるとすれば、それは、共同經營の運營面それ自體よりも、むしろ組合員の個人經濟との接觸面からであろう。

六、共同經營組合の危機とその解決

ところで以上の説明は、共同經營組合員五戸の平均的觀察の結果にすぎない。さらに組合員戸別にみて、共同經營と個人經濟との關係が各々いかなる特殊性を有するか、いかがえると、共同經營をめぐつて組合員相互間にいかなる社會關係が生じてくるかを、検討しなければならぬ。第九表は、二四年三月末日を共同經營第一年度の決算期とかりに想定して、組合員各戸にたいする一ヵ月間の収益分配割當額およびこれにともなう差引決済の關係を、わたくしが個人的に試算してみたものである。この場合、収益分配の規準は、組合運營規定にもとづき、組合員各戸の勞力出役時間と畜力出役時間の三倍との合計とし、分配のファンダムたる金額は、現金ではすでに二回配當済みの金額、組合員に貸付の形で融通した金額および三月末日現在の組合手持現金全部、現物では分配済みの保有米の見積額、この兩者を通計して算出した。かくして組合員各戸にたいする一ヵ月分の収益分配割當額が一應出てくるが、このう

第9表 共同經營組合員各戸にたいする収益分配

(24年3月末現在試算)

組合員略號 事項	A	B	C	D	E	計
組合員各戸の社會經濟的 特長	本家。提 供耕地8 (弟)。提 供耕地4 反700、出 役者男2 人女1人 計3人。 役牛私有 計2人	Aの分家 (弟)。提 供耕地6 反600、出 役者男1 人女1人 人計3人	Aの分家 (弟)。提 供耕地6 反310、出 役者男2 人女1人 人計3人	農民組合 脱退者R 家の分家。 提供耕地 5反411、 出役者男 1人女2人 人計3人	Rの分 家。提供 耕地5反 028、出役 者男2人 女1人計 3人	
出 役	時間 3,408	時間 1,291	時間 2,626	時間 2,251	時間 2,316	時間 11,892
畜 力	779	—	—	—	—	779
現 金 貸 附	円 17,108	円 15,566	円 11,908	円 7,108	円 8,705	円 60,395
支 出 濟み額						
現 金 配 常	9,548	1,260	8,746	4,568	5,581	29,703
現 物 分 配	29,766	17,376	28,675	29,406	27,983	133,206
計	56,422	34,202	49,329	41,082	42,269	223,304
勞力出役十畜力出 役×3を規定する 分配割當額 (現行組合規定 によるもの)	分配割當額 受取、また は返却(△)	95,059 38,637	21,361 △12,841	43,451 △ 5,878	37,246 △ 3,836	38,322 △ 3,947
參	分配割當額 受取、また は返却(△)	86,929 30,607	22,599 △11,603	45,967 △ 3,362	39,403 △ 1,679	40,541 △ 1,728
考	分配割當額 受取、また は返却(△) 同上役牛飼 育勞賃加算	63,632 7,210	24,086 △10,116	49,031 △ 298	42,048 966	43,242 973
	役牛飼育勞賃見積額	13,400	—	—	—	13,400

備考 1. 「出役労力」中には、共同經營地および被傭の農業労働と經營管理のための事務的労働とが含まれている。本組合の運営規定によると、後者は前者の0.7と評価すべきであるが、こゝでは便宜上同一に取扱つた。なお後者の壓倒的部は、Bによつて引受けられている。

2. 「分配割當額」の「計」235,439圓の内譯は、現金102,233圓、現物133,206圓である。

3. 「役牛飼育労賃見積額」の13,400圓は、1日の労賃を40圓とし、この11ヶ月分である。1日40圓の単價は、組合共有の役牛(23年末購入)の飼育責任者たるEに與えられる貨銀単價であり、役牛飼育労力の實費をしめすものとして、こゝに適用した。

4. 「労力出役のみを規準とする分配割當額」の「計」22,039圓は、さきの235,439圓からAに與えらるべき役牛飼育労賃見積額をあらかじめ控除した残りである。

ち、現金配當額、現金貸付額および現物分配額（保有米分配）の三つは、すでに組合員の手に渡つてしまつており、三月末に實際分配できるのは、これらを差引いた残りにすぎない。この差引きの結果は、からずも組合員にとって受取勘定となるとはかぎらず、若干の組合員においては、かえつて過去の受取超過分を組合に戻さねばならぬのである。

第九表の分析にはいるに先だつて、あらかじめ念頭におくべき事實は、組合員各戸にたいする「支出済み額」の數字が、過去一一カ月間における彼等の生計費にすでに充當されてしまつており、一四年三月末には、もはや一錢も残つてゐないであろうところである。それは、彼等の家族員にたいする肉體的最低限の勞賃部分にすぎなかつた。したがつて組合との差引決済にさへして從來の受取超過分を組合に戻さねばならぬ場合においても、現金で返却する能力はあるはずがなく、そのまま組合にたいする負債として固定化する。組合は、この返却をうけなければ、他の組合員に分配しえないから、かかる組合員の新規に受取るべき金額は、組合にたいする固定債権に轉化せざるをえない。かくして共同經營の組合員相互間には、組合を介して間接ではあるが、事實上債權者と債務者との新しい經濟關係が發生するのである。この關係の社會的性格は、負債の原因そのものが最低生活費の赤字補填にある以上、當然に前期資本的な収取の色彩をおびることとなり、しかもそれは、組合員今後の正常な經濟行爲では中々支拂えそうもないから、つきおい人格的支配と隸屬とをともないやすい。本組合のように本家分家間のふるい同族的な人格結合が殘存してゐる場合には、この結合形態が、かかる債權債務の經濟關係に裏付けられることにより、半封建的なものに變質するのである。

そこで第九表をみると、現行の組合運營規定による〔努力出役+蓄力出役×3〕を規準とする分配割當の結果にな

いては、役牛を所有しないB、C、DおよびEは一萬三千圓ないし四千圓におよぶ額の返却義務をおうてゐるに反して、Aだけが三萬九千圓にちかい受取額をのこしてゐる。それは、もつばら役牛私有者たる資格によるものといべきである。いまかりに畜力出役の評價を切り下げて「[労力出役+畜力出役×2]」を規準とする分配割當によるならば、B以下四戸の返却すべき額は大幅に輕減され、Aの受取額は三萬圓臺に減少してくる。さらに労力出役だけを規準とする分配割當を行つたとすれば、Bの返却額はまだ一萬圓臺だが、DおよびEのそれは消滅して、かえつてプラスとなり、Cの返却もきわめてわずかとなるにたいし、Aの受取額は、役牛飼育勞賃を加算しても、一萬圓臺に減つてしまふ。

したがつて受取と返却とをめぐつて組合員間の相反する立場は、たんに役牛所有の有無によるのみでなく、分配割當の結果を役牛私有者にとって一方的に有利ならしめるところの、畜力出役の過大評價にもとづくものといえよう。かかる評價規準がいつまでも採用されてゐるかぎり、役牛私有者とたんなる労力提供者との間では、潜在的な形をとつて農民の階級分化が進行してくる。その階級分化の内容は、純粹に資本主義的なものではなくて、前期資本的である。役牛私有者の資格が産みだす収益性は、労力提供者に正常な勞賃を保證した上での超過分ではなく、むしろその最低の勞賃部分にさえ、喰いこまさるをえないものである。しかも重要なことは、かかる役牛私有者の資格が同族の本家たるAの社會的地位の優越と重なりあつてゐることである。その結果として、本組合の特色ともいはべき同族的集團の紐帶は、かえつて半封建的な支配と隸屬とに變質してしまい、これとむすびついていた同志的結合のデモクラシイは色あせて、ふるい同族的な專制によつて塗りつぶされる。

もしかかる事態が起るとすれば、それは共同經營組合自體の危機を意味するであらう。労力提供者の勞賃の犠牲に

おいて役牛私有者を有利たらしめる現行の分配方式は、このような危機の可能性を内包しているといふべく、ここに本組合の解決すべき第一の課題がかかつてゐる。その解決への方向は、役牛飼養者Aには飼育勞賃（正確には役牛の減價償却費を加算しなければならない）を與えるにとどめて、勞力出役だけを規準として分配を行うべきであり、より根本的にいえば、それは結局、役牛の所有形態を組合共有のものに社會化することである。
(註I)

だがこの問題を解決したとしても、いま一つの問題がのこるのである。第九表の「勞力出役のみを規準とする分配割當」の結果をみてもわかるように、組合員相互間には受取勘定のものと返却義務をおうものとの差別が、程度の大はあれ、やはり殘存している。Aは、役牛飼育勞賃をのぞいても、まだ七千圓以上を受取ることができ、反対にBは一萬圓以上を支拂わねばならない。その原因は、Aでは共同經營への出役者三人と、そのほか労働能力あるもの三人を擁しているのに、Bでは夫は病弱、妻は幼兒一人をかかえているからである。チヤノフにおける消費者數(V)と労働者數(A)との割合(V/A)、このような農民家族の生物學的特性が、収益分配における受取と返却との差別となつてあらわれる。これをつうじて又もや、債權者と債務者との階級分化が、組合内部に胎動しはじめるのである。ここでは生産手段の所有の有無にもとづく階級分化の經濟的基礎は、もうなくなつてゐる。勞力出役だけを唯一の基準とする分配方式が、これを未然にふせぐ安全瓣となつたからだ。にもかかわらず、右のような家族のいわば生物学的理由による階級分化の可能性は、やはり止揚しえないのである。これは、究極において、なにに起因するものであろうか。

収益分配のファンド資金のうち、組合員にまだ支出されておらず、したがつて差引決済の對象とならない唯一の部分は、年度末の組合手持現金である。この部分が一定額をこえるならば、収益分配にさいしての全組合員の立場は、

すべて同じい受取勘定となり、ただ受取るべき金額に大小の差別がのこるだけであつて、受取勘定のものと返却義務をおうむとの質的な差別は、消滅してしまう。かくして債權者と債務者との階級分化の可能性は、完全にふせぐことができる。問題解決の鍵は、この組合手持現金を増加することなのである。しかるに第九表をみると、年度末組合手持現金は、わずか一萬二千圓にすぎず、これをすべて分配資金にまわしても、物の數にはいらない額である。かかる組合手持現金の貧しさは、扶養すべき組合員家族數に比して、共同經營組合の純収益があまりに零細だつたからであり、さらにせんじつめると、共同經營の生産力水準の低さに歸着するであろう。低價格による不當な供出割當、銃狀價格差、過重な税金負擔、金融逼迫、過剩人口の累積など村の内外からせまつてくる一切の逆條件がそこに作用しており、そのもとでは共同經營の資本蓄積と耕地擴充とは、決定的な制扼をうけて、その生産力は低からざるをえないのである。労力出役だけを規準とする分配方式の實施にもかかわらず、なお組合員の階級分化の可能性をふせぎえないのである。究局において、このような共同經營のミゼラブルな生産力水準によるものとしえよう。
(註2)

労力出役を規準とする分配方式は、不完全ながらも「労働の質と量とにおうする分配」であり、農民のさじぎの社會的解放を保障しらるものであつた。だが本組合のように生産力の低い共同經營になると、病人や特別の子澤山など生物學的理由による顛落までは、とてもふせげないのである。ここで組合のとるべき途は、二つにわかれてくる。一つは、収益分配とは獨立して、このような要救護者にたいする特別のファンドを組合の経費で設けることである。したがつて労力出役による分配方式は、あくまで堅持される。商品價值法則に透徹した近代經濟人の組合ならば、かならずこの途をえらぶであろう。他の一つは、分配方式そのものを崩してしまひ、組合員全戸の最小限の欲望充足だけを確保しようとするもので、極端にいえば、マクス・ウェーバーにおける「家内共產制」(Hauskommunismus) の原

理の適用である。すなわち、「厳密な人格的恭順關係によつて支えられた、破るべからざる「一體性」を基調とし、「いわゆる清算なるものを行うことなく、各人は、能力におうじて寄與し、在るだけの物を欲望におうじて享受する」。^(註3)それは商品價値法則以前の、ふるい同族的「ゆい」關係をつらぬく基本的な理念であつた。だからこの第二の途がとられるならば、共同經營組合結成のさい補充的な支柱だつたところの、同族的「ゆい」關係が、いまやその收益分配の中へも、扮裝をかえて忍びこむことになる。

しかしながら共同經營の收益分配の中へ「ゆい」的な理念を導入することにより、價値法則的なものを中和しようとする企ては、共同經營の生産力向上にとつて、マイナスの反作用をおよぼすのである。すでに指摘したように、労働の質と量とにおうする分配方式は、組合員の技術改善の努力を自發的にうながしてゆく基礎條件であつた。その所以は、彼等といえども究局においては、價値法則にしたがつて行動する近代經濟人だからであり、それ故に、生産力向上へ彼等の自主性をかりたてるには、この法則の精神を分配方式に盛りこまねばならなかつたのである。一般に商品經濟が農村へ滲透するにつれ、ふるい同族的「ゆい」關係が生産力發展の桎梏化し、次第に消滅してゆく理由もまた、ここに見出される。本組合では、低い生産力的基礎によつて同族的「ゆい」關係が殘存しているとはいえ、組合員は、究局的には近代經濟人の性格の持ち主である。したがつて共同經營の收益分配における「ゆい」への逆行は、その生産力水準の低位性を固定化することになるであろう。

低い生産力水準による「ゆい」的分配方式の殘存と、その反作用たる生産力向上の停滯性——この兩者間の惡循環の可能性が、わが共同經營組合の内部に發生しようとしている。これがかりに現實化するとすれば、共同經營の危機となるであろう。この危機を未然におさえておくためには、共同經營に先行する一種の原始的蓄積が必要となる。共

同經營の結果ではなく、むしろ出發點たるところの高い生産力の基礎が、あらかじめ整備されねばならない。それは、具體的には、經營の外部から大量の資本や耕地を補給することである。本組合は、その一つを村内にある西山の未墾地開放にもとめ、その開墾によつて共同經營地の規模を一舉に六町歩増加しようと企てている。これが實現すれば、共同經營の生産力的基礎の外廓は、一應できあがるといえよう。

豊田村の總林野面積は、六〇町であつて、そのうち個人有（社寺有をふくむ）は五七町にたつし、全體の九四%である。所有者數は一四戸であるから、一戸當五反羽の面積となる。したがつて林野の所有關係においては、全體として零細所有形態が支配的だといつうであろう。だがこれを所有規模階層別にみると、三反未満の零細所有者は七六戸、總所有者の六七%にたつしているのに、その所有面積は、五町であつて、全面積のわずか九%にすぎない。これに反して、三町以上の大規模所有者は、二戸で二一町を所有している。總所有者の二%未満の戸數が、全林野の三八%を集中していることになる。このことからの結論は、きわめて多數の零細所有者への分散と一緒にぎりの大所有者による集中との二つの傾向が交錯しており、しかも獅子の分け前が後者の獨占に歸していることである。

第一〇表をみよ。

つぎに林野所有と耕地所有との結合關係をみると、一般的傾向としては、林野の大所有者は耕地をも多く所有しており、これにたいして、耕地を所有しない小作農は林野の所有からも閉めだされ、この二つの極をむすぶ一本の對角線が兩者の結合關係を表現している。過去數十年にわたつて地主と零細小作農との間で繰りかえされたところの土地鬭争は、いまや林野開放の問題として、この對角線上でふたたび開始されることになつたのである。鬭争の當面の目標としてとりあげられたのは、共同經營組合の所在地たる清水部落から數町離れている西山の開放問題である。

第10表 個人有林の所有規模別戸数および面積

(カッコ内は割合)

所有規模		1—3反	3—5反	5—10反	10—30反	30—反	計
戸数	面積	戸 76 (66.7) 反 51.7 (9.1)	戸 12 (10.5) 反 42.9 (7.6)	戸 14 (12.4) 反 108.2 (19.1)	戸 10 (8.8) 反 149.7 (26.5)	戸 2 (1.6) 反 212.9 (37.7)	戸 114 (100.0) 反 565.4 (100.0)

共同經營組合員をふくむ農民組合の人々は、この開放の鬭いにさいして、いくつかの困難な問題に直面せざるをえなかつた。その一つは、主として自作中農層よりなる多數の中小林野所有者との対立であつた。元來、平坦地の水田村たる豊田村では、燃料の確保は農民にとつて相當の現金支出を意味しており、二里以上離れた山間まで入りこんで、下枝を買つて來なければならなかつた。したがつて少し許りでも林野を所有することは、大きなプラスであつた。中小林野所有者が西山の開放に消極的たらざるをえなかつたのは、當然である。大所有者たる地主層は、この點をたくみに利用して、これら多數の中農層を自己の陣営に引きこもうとした。それは、農民組合側の孤立化であり、彼等の敗北を意味する。地主層は、多數の中小林野所有者の利益擁護の名目のもとに、實はみずから林野の獨占をまもろうとしたのである。かくして農民組合の下からの壓力と縣農地委員會の上からの指示とよつてとりあげられた西山の開放は、難航の旅をつづけ、その面積も、當初豫定の一七町から一二町に切り下げられるにいたつている。

いま一つの問題は、この一二町の開放豫定地にたいして、中農貧農入り亂れての深刻な争奪が開始されたことである。一四年四月現在の開墾申請者數は、七一人になつし、經營階層別みて、五反から一町五反までの耕作農家が壓倒的である。その申請面積を集計すると、開放豫定地の三倍以上をはるかに突破している。それは

戦後農村の全般的特色たる過剩人口と土地不足との實相を、遺憾なく反映している。その結果、ここでも耕作農民相互間にはげしい内部對立が生ずるのであるが、懸念されるのは、これに乘じて地主の半封建的支配が又もや温存の餘地を與えられるのではないかといふことである。

かくして、農地改革による土地問題解決の所産として發足をはじめたところの、わが共同經營組合は、經營自立の基礎條件をかためるために、ふたたび新しい形での土地問題の解決にぶつかつてゐる。だがその解決は、かならずしも容易ではないのであり、その深刻さは、戦後の農村全體に共通する悩みでないかとさえ考へられる。したがつてこれをいかに解きほぐしてゆくかは、この數戸の共同經營組合員だけでは到底なしえないことであり、むしろ全日本農民にかけられた課題といふべきであらう。

註¹、二三年一二月本組合は役牛一頭を購入し、組合共有の形態をとつた。この事實は、生産手段の私有による共同經營の半封建的變質の危機から、本組合が解放されてゆくであろうことを、示唆するものである。

註²、本組合の生産力水準の低さは、出役者一人の年間共同經營出役時間がきわめて少いことのうちにも現われてゐる。二三年五月から二四年三月まで一ヶ月間の一人當出役時間は、わずか九一五時間にすぎない。注意すべきは、二三年五月から七月にかけての麥作收穫調整勞働（これは、個人經營の殘務整理として、各戸別に行われた）が出ていないこと、二四年四月分の調査が抜けていることで、それは完全な年間の出役時間をあらわしていない。だがその代りに、共同經營地への出役のみでなく、被傭のための出役も相當なウエイトではいつてゐる。（組合員全部で「一一日、一人當九日弱）これららの點を考慮しても、ともかく一人當の勞働時間が少いことは、目立つた特色である。参考までに農家經濟調査によつて、中農層の家族農業從業者一人當農業勞働時間（年間）をみると、平均して一九四三時間である（帝國農會「農家の勞働狀態に關する調査」）。

この事實は、一三人の組合員出役労力に比して、三町の共同經營地があまりに狭く、經營組織の集約化が立ちおくれてゐることを意味する。この點の解決をぬきにして、農作業の單なる機械畜力化は、組合員労力の遊休化をうながすにすぎない。

註³、Max Weber. Wirtschaft und Gesellschaft S196。なお「家内共產制」の原理を百パーセントに實現した事例は、奈良

縣磯城郡朝倉村笠間の心境部落である。この部落は、六十餘人の同人よりなる一種の共同經營であつて、農業經營のみならず、生活面でも共同化しており、その程度は「歯刷子と妻君以外は全部共有」といわれているほどである。こゝでは各世帯への収益分配の問題それ自體が、もはや消滅している。

もちろん農業經營の共同化は、耕地の造成と經營の集約化とをつうじて、農業生産力を飛躍的に高めたし、生活の共同化は、生活内容の近代化と冗費の徹底的節減とに役立つた。だがこのよくな極端な共同化の形態を可能ならしめた要因は、かゝる經濟的合理主義の實現の面ではなく、むしろ同人たちをむすんでいる高度な人格的恭順關係 *Pietätverhältnis* であろう。

わたくしの見るところでは、心境部落の草分たる數戸の人々は、天理教闇からの叛逆者であるにもかゝわらず、あるいは正にその故に、純粹な原始天理教の姿にもどつた宗教的心情の持ち主であり、かゝる宗教人としての人格結合が、心境部落の生命的原動力なのである。戰後になつて彼等を頼つて集つてきた他の多數の人々は、精神的にも經濟的にも自立することのできない引揚者戦災者等であり、これら先人たちの培つた經濟力による庇護にすがり、彼等の權威にたいする恭順的雰圍氣の中で呼吸するより仕様のない人々である。

このよくな、プロレタリヤとしてさえ自立しえないほどの絶對的窮乏にある人々は、到底勞働の質と量とにおうづる収益分配方式のもとでは救いえない。このことが、先人たちの特殊の宗教人的結合とならんで、制度としてはきわめて遺制的な「家内共産制」を必要たらしめるところの社會的基礎なのである。若干の實地調査者はこの心境部落を共同經營の「理想型」と稱して、農業近代化の歴史の前方に立たせているようだが、吟味の餘地があるとおもう。

七、むすび

わたくしは、最初のはしがきのところで、わが國農業の現段階における共同經營のあり方について、いくつかの問題を提起しておいた。以上の豊田村農業共同經營組合の分析の結果は、これらの問題にたいして、なにを答えてくれるであろうか。ただ一つの組合事例、しかもその第一年度の成績から結論を引きだすことは、もとより早計であろうが、ともかくそこで感ぜられた論點を覚え書風に列記することによつて、この小論のむすびに代えるとしよう。

第一點は、農業共同化が共同經營のようない度の形態をとりうるには、現在の生産力段階を豫想するかぎり、なんらか特別の社會經濟的立地條件を必要とするのでないかということである。農業共同化の一般的性質は、零細農民が自發的に協力して、その耕作地や労力やその他一切の經濟力を結集し、單獨では企及しえないような生産力の向上を實現しようとするものである。たとえば牧穀調整作業における動力農具の導入、田植作業における分業および協業システムの採用などが、現在の典型的な實例である。この場合、農民は商品價值法則によつて行動する近代經濟人であり、この資格での經濟的計慮が、農業共同化の起動力となつてゐる。しかしながら現在のわが國農業の生産力段階では、共同化によつて農民經濟の採算が明白にプラスとなりうるような作業種類は、生産行程の一局面にかぎられ、全體としてはやはり、小農的な技術水準に停滞している。純粹に技術的な觀點からすれば、このさいでもなんらかの生産力の向上は實現されるに相違ないが、それは、農民經濟の採算のプラスとして反應しない程度の、わずかのものである。かかる農業生産力の跛行的な發達状態のもとでは、農業共同化の形態は、いきおい、特定の動力農具や畜力を共同購入して、これを交互に利用するところの、いわゆる共同利用か、または特定作業だけの共同化か、初步的なものたらざるをえず、全生産行程を共同化して、共同經營の形態にまで一舉に高めることは、さしあたり不可能だといつてよい。にもかかわらず實際問題として共同經營がすでに姿をあらわしたとすれば、そこには農民のたんなる經濟的合理主義以上の何物かが、補強的な支柱として作用してゐると、想定できるのである。^(註1) その實體は、わが豊田村の組合の場合には、血縁關係を繋ぎ目とする同族的「ゆい」集團と、新時代の目的意識によつて率いられた同志的結合とであつた。これら新舊二つのゲメインシャフトの特異な絡みあいから生ずる農民の全人格的な團結力を動員することによつて、はじめて高度の共同經營形態の實現が可能たりえたのである。しかも補強的な支柱としての同族

的「ゆい」集團なるものは、範疇的には商品經濟以前の社會關係であり、それによつて解體に歸してゆくものなのである。かかる遺制的な關係殘存の基礎は、一應は農民の經濟的地位の法外な劣悪さによるものといえるけれども、さらにはせんじつめると、農村社會のどん底にある特殊部落民のしいたげられた狀態によるものであり、資本主義の重壓と半封建的な差別待遇とがそこに集中的にのしかかっている。したがつて現段階における共同經營は、資本主義的階級分化の必然性を銳く自覺した貧農の經濟的計慮の產物たる點では、まさに新時代の子であるとはいえ、それが一舉にいかような高度の形態をとりえた所以は、半封建的資本主義下の農村のもつとも弱い環としての、特別の事情によるものである。そこに残存せざるをえなかつた遺制的な社會關係が、かえつて、共同經營の暗黙の支柱となつたからである。こののような特別の立地條件を缺除しているところでは、當面の生産力段階を前提するかぎり、共同經營のごとき高度の共同化の形態は望みえないのでなかろうか。

(註2)

第二點は、かかる共同經營がそれ自體として、いかなる内的矛盾をはらんでいるか。したがつてまた、いかなる運動法則をとるであろうかということである。ふるい同族的「ゆい」關係の母斑をせおうた共同經營は、當然に、かかる遺制的な社會關係と商品經濟の滲透との内的矛盾を包藏しており、この矛盾が、生産手段をより多く提供した組合員としからざるもの、および勞働をより多く提供した組合員としからざるもの、總括すれば生産手段の提供者と勞働の提供者との間の對立となつて、發現するのである。一般に共同經營は、小農經營よりも、外部からの商品經濟の滲透にたいしてきわめて敏感であるといわれる。けだしそこでは、一切の生産手段と勞働力とは、組合當局と個々の組合員との外部取引を介して、はじめて生産過程で結合するのであり、外部の商品經濟の影響にたいして全身を露出している。(註3)その結果は、すべての組合員が、自己の生産手段や勞働力の提供分を外界の賃貸料や勞賃で評價することになる。

る。ところが共同經營が、低い生産力水準の制扼のもとで、同族的な「ゆい」關係を残存せしめている場合には、その收益分配方式もまた、大なり小なり、「ゆい」的たらざるをえず、組合員の自家勞力評價の尖銳化傾向とは正面から對立するようになる。この對立は、組合員の出役減退または作業粗放化の形であらわれ、共同經營の生産力をさらに停滞せしめるのである。しかも共同經營の生産力が停滞しているかぎり、組合員私有の生産手段の比重は依然として大きいから、所有するものとしからざるものとの階級分化は、そのまま持ち越される。商品經濟の滲透による組合員の經濟的打算は、ここでも鋭く作用しはじめる。同族的な「ゆい」關係の遺制は、これと結合することによつて、過去の牧歌的な色彩をうしない、生産手段私有者の利益にのみ奉仕するところの、人格的支配と隸屬とに變質するのである。かくして共同經營は、たんなる労働力提供者にとつて、耐えがたいものとなつてしまふ。これが、共同經營がたどる第一の途である。

共同經營本來の正しい發展方向は、このような遺制的な社會關係を排除してゆく線にそつて、求められねばならない。その實現を可能ならしめる基礎は、社會化された形態における生産力の擴充である。組合共有の生産手段が次第に大きくなつて、從來の組合員私有の生産手段を驅逐するにいたるならば、生産手段の所有の有無をめぐる階級分化的根は、共同經營内部から、一掃されてしまう。共同經營の半封建的變質の危機は、完全に過去のものとなるのである。それとともに共同經營の生産力擴充は、労働の質と量とにおうする收益分配方式の完全な適用を、可能たらしめる。すでに述べたように、この分配方式の本質は、いわば社會化された商品價值法則であり、組合員の自家勞力評價が確立するにつれて、ますます彼等の生産意慾を昂揚せしめる作用をもつ。そのことは、從來の「ゆい」的分配方式と生産力停滞との惡循環の關係からの解放を意味している。共同經營における遺制的な社會關係殘存の基礎は、ここ

にはじめて最後的に止揚せられる。したがつて組合デモクラシイは、百パーセントにその真価を發揮できるのである。さらにまた、共同經營の生産力擴充をつうじて、從來もつとも劣等地であつた共同經營地は、恒久的な土地改良をほどこされ、その地力は、飛躍的に増進せしめられる。從來差額地代的な「超過生産物」收得の地盤となつていたところの、土地の自然的豊度の序列關係は、共同經營とそのアウトサイダーとの間で、一變してしまふ。「これらの土地改良は、資本の產物であるとはいへ、土地の質の自然的區別とまつたく同様の結果を與える」からである。^(註4)かくして附近農民の共同經營不參加理由の重要なものは消滅し、共同經營組合の外延的擴大の見透しが立つてくる。以上が共同經營のたどるべき第二の、しかも本來的に正しい發展方向であり、このときにはじめて、共同經營は農民解放のさいごの言葉としての意義を主張しうるのである。わが豊田村共同經營組合の人々の努力もまた、ここに集中しているらしい。

だがこののような發展方向の實現は、あくまで共同經營自體における生産力擴充とそのための經濟的蓄積とを必要とするものである。そのことはまた、蓄積の障礙たる社會的要因の除去を、前提している。豊田村組合の場合には、かかる社會的要因の實態は、まずもつて、低價格による不當な供出割當、銳狀價格差、過重な稅金負擔および金融逼迫であつた。これらの中に、いわゆる國家獨占資本の絶對的壓力がつよく作用してゐるのは、いうまでもないが、この壓力を下層農家へ不公正な形で轉嫁してしまう半封建的地主支配の殘存も、また無視することができない。この地主支配は、さらに未墾地開放の妨害者としてあらわれ、共同經營の生産力擴充の根柢たる耕作規模の擴大を困難ならしめている。組合員の個人經濟の面をみれば、そこには商人資本の寄生的收取が、くまなく網をはつてゐる。このような一連の社會的要因を取り除かなければ、共同經營の生産力擴充は、とても多くを望みえないのである。しかもこ

れらの任務は、すでに共同經營そのものの埠外にでるものであり、その解決は、むしろわが國農民の共通的課題といべきである。一つの共同經營組合の運命は、實に全日本の農村問題につながつてゐる。これを手抜きにしては、共同經營の正しい發展はありえず、さきにのべた半封建的變質の暗いコースへ、ふたたび逆轉するかも知れない。

第三の點は、右の社會的逆條件が次第に排除されてゆくとしても、生産力擴充が一定段階に到達するまでの發展の過渡期においては、共同經營の補強的な支柱として、新しい性格の經濟外的な要因が要求されることである。そこでその實體は、来るべき新時代の理想たる農業社會化の目的意識によつて率いられる、同志的結合の人格關係である。共同經營發展のためには、組合員はまずもつて同志的たるべきであり、「説得と實例」の力によつて彼等の經濟的打算に訴えるとともに、共通の理想を目指すゲマインシャフトリツヒな共同意識に訴えねばならぬ。わが豊田村の組合においても、組合員に分配できる金額は、通常の賃銀水準をはるかに割つてゐる。しかも勞働にあうする公正な分配方式のもとでも、頗落する人が出てくるから、その救護を組合全體の負擔として費用に計上すれば、組合員一日の勞働にたいする分配額はさらに減少するであろう。この事實は、勞働力の價値の近代的評價に銳く自覺めた組合員の經濟的打算と、正面から對立するのである。だがそれは、共同經營の低い生産力水準の不可避な產物であり、生産力擴充のためには、勞働力の價値實現を無視しても、ます蓄積を强行しなければならない。組合員の經濟的打算の抑制は、長期間にわたつて餘儀なくされるであろう。かかる抑制の行爲が彼等の内心からの自發性において可能たりうるには、その精神的原動力として、右にのべたような經濟外的要因が必要となるのである。經濟的打算の自己抑制の程度が切迫すればするほど、それは、いわば經濟倫理の至上命令として登場してくる。彼等の人間類型は、かかる生産力擴充のエトスによつて、完全に打ちだされるのである。

共同經營形態は、農業社會化への直接の發足として、まさに新時代の黎明を告げるものというべきである。だがその創出の過渡期においては、強力な經濟倫理の發動をもとめねばならず、これを樁桿とすることによつて、はじめて共同經營の發展は保證できるのである。それは、西歐の資本主義生産方法の創出期にあたつて宗教改革が重要な樁桿の役割をはたした歴史的事實と、形式的には軌を一にしてゐる。そのときは、新教獨特の職業倫理にまもられた勤勞と禁欲との精神が、資本の蓄積を助け、勞働の生産性を高めたといわれる。經濟が新時代の生産方法を生みだそうとする場合には、程度の差はある、いつでもこの種の產婆役を必要とするものようである。

このような强行的な蓄積が進むにつれて、生産力は飛躍的に擴充され、共同經營は、次第に自己の生産力だけで自立できるようになる。組合員の經濟的打算に對立し、これを抑制していたところの、經濟倫理の至上命令は、もはや姿をけしてしまふのである。過去の資本主義成立史のさいでも同様であつて、「勝利をとげた資本主義は、機械的基礎の上に立つて以來は、こうした支柱をもう必要としなくなつた」。共同經營の生産力擴充と組合員の經濟的打算との間の一一種の豫防調和的關係は、將來の懸案ではなく、生きた現在の事實として實感されるようになる。もちろんこの關係の内部において、組合員は、たんなる私益の追求者ではなく、共同經營への献身をつうじて、そこに經濟的打算が結果的に活かされる。公益への奉仕が、かえつて私益の最大の實現に歸着するのである。かくして彼等の經濟的な結合は、新しい同志的結合のゲマインシヤフトの中へ、止揚されてゆく。比諭的な表現を用いるならば、その經濟的本質は、社會化された商品價値法則だといつてもよいであろう。
(註6)

豊田村共同經營組合の分析をつうじてえられた結論を大まかに整理するならば、およそ以上のとおりである。最後に附言するならば、現在の生産力段階における共同經營は、いすれにせよ、經濟外の社會關係を支柱とせざるをえ

ないのであり、かかる性格をもつ共同經營がかりに中途で崩壊するような場合には、その影響はきわめて廣汎であつて、支柱となつてゐた農民のあらゆる社會的協力の面までも、危機にひんするに相違ないとさうことになる。かくはたんに共同經營のみならず、農民運動一般の主體性すら、一時的には消滅してしまうであろう。その意味でもわたくしは、豊田村組合の成功を祈つてやまないのである。(研究員)

註¹、共同經營形態が經濟外的要因の支柱を必要とするることは、過去のアメリカ農業においても、同様だつたようである。その實體は、アマナ共產團やフレーテル友愛團における宗教的結合であり、また、ニュウ・ハーモニー共產團におけるような空想的社會主義の目的意識による同志的結合であつた。(東井金平氏「協同集團農場に見る米國農政の二つの思想」農業綜合研究第二卷第二號所收)、ロバート・リーフマン「共產部落の研究」

註²、たとえば農民の全村的な土地共同管理で有名な長野縣鹽尻村では、九戸の貧農が春秋の農繁期作業の共同化を實行してゐる。彼等は豊田村の共同經營組合員に劣らない強力な同志的結合をもつており、しかも同様に共同經營の實現を目標としているが、それにもかゝわらず共同作業の段階で満足せざるをえない狀態にある。その理由として考えられるのは、彼等相互の間にほんらの血縁關係も「ゆい」關係も存在しておらず、かつ豊田村の農民よりは經濟的打算に鋭敏なことである。この意味で本文に指摘したような共同經營の特殊な社會經濟的立地條件は、なお不足しているのではないか。

註³、渡邊信一氏「共同耕作組合に關する一見解」(「矢作教授還暦記念、農業經濟の諸問題」所收)

註⁴、Das Kapital III Band II Teil S 217 高畠譯二四六頁

註⁵、マックス・ウェーバー「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」邦譯二四五頁。なおマルクスは「資本論」中の節欲說批判の箇所でこの點をより詳細に分析している。I Band S 529。高畠譯五八二頁を参照されたい。

註⁶、こゝでの社會化された價値法則といふ表現は、最近のソ連經濟學における「變容された價値法則」とはまったく別物である。こゝでは商品交換の形態、價値形態は消滅し、たゞそれと同一の機能のみが殘存している。したがつてたんなる比諭的表現にすぎない。

註⁷、過去のわが國共同經營組合解散後の状況をみると、共同化の形態が高度であればあるほど、解散後の組合員のあらゆる社會

的協力までが中絶し、無氣力な個人主義が一時はびこつたようである、たとえば石川縣郷村東三日市共同經營組合は、組合員の被傭出稼賃銀まで組合の金庫に入れるような高度のものであつたが、解散後の影響は、それだけに深刻だつたといわれる。しばらくは組合員同志の普通の交際さえほとんどの絶縁状態になつたといふ。その理由は、法律的表現を用いるならば、共同經營組合がいわば親族法的結合だつたからである。

【追記】わたくしは、この小論を讀まれる人々にたいして、つぎのことをお願いする。それは、ここへ登場していくる主人公たちが、日本農村の社會經濟的諸關係を類型的に人格化したものでしかなく、それぞれ固有の姓名をもつ豊田村の農民諸君、そのものではけつしてないことである。彼等各個人のもつ十人十色の性格や感情、イデオロギーの深淺等は、すべて「偶然性」として完全に捨象されている。しかも分析の對象が小量的個別的である場合には、かかる偶然性的捨象は、結果において現實との大きなギャップをもたらすであろう。だがこのよくな缺陷は、もはやいかんともなしえない。本小論の意圖するところは、未熟なりとはいえ、現段階の日本農業の共同經營一般についての經濟學であり、特定の共同經營組合の將來の豫見や、これにたいする經營指導ではないからである。

この小論は、豊田村への二回の實地調査の結果によるものであり、じたがつて事實の把握の點でも多くの誤謬を犯しているかとおもわれる。また本文中の經濟の收支關係の數字は、わたくし個人の試算にすぎないことを、再言しておきたい。